

第18回弁護士業務改革シンポジウム

第3分科会

「FacebookなどSNSと弁護士のかかわりと、
情報漏えい対策」

反 訳

2013年11月8日(金)

日本弁護士連合会

司会（横山） 大変長らくお待たせいたしました。定刻を過ぎまして申しわけございません。ただいまより第18回弁護士業務改革シンポジウム第3分科会「FacebookなどSNSと弁護士のかかわりと、情報漏えい対策」を開催いたします。

本分科会の総合司会を担当いたします弁護士の横山徹と申します。本日は、どうぞよろしく願います。（拍手）

本分科会では、シンポジウムの内容を記録し、また成果普及に利用するため、会場での写真撮影及び録音を行っております。撮影した写真及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍やDVDのほか当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍やDVD等にも使用させていただくことがあります。

なお、本分科会につきましては、登壇者の方を除きまして撮影は背後からのみ行いますので、その点、ご了承ください。

また、会場内は指定の場所を除き禁煙となっております。この場所から一番近い喫煙スペースは南館地下1階、この部屋を出て左側でございますので、よろしく願います。

なお、先ほど申し上げましたように、当分科会の配付資料は入り口でお配りしておりますので、もしお手元がない方はご確認ください。

次に、本分科会の大きなスケジュールをご案内いたします。

お手元の青色の表紙の進行次第をごらんください。

ただいまから12時までを午前の部、12時から1時まで昼食休憩1時間を挟みまして、その後1時から4時半までを午後の部として開催いたします。

なお、午後の部では、途中15分程度の休憩時間を予定しております。

ただいまサンテレビさんのほうから取材に入られているということで、撮影が前から写る場合があるということでございましたので、一応、その旨、ご了承くださいませよう願います。

きょう午後の部で、判例検索サービス、ソフトの比較に関するアンケートのご報告をするんですが、本日は外のブースで判例ソフト業者さん、各社さんのブースが設けられておりますので、もしお時間がある方は事前にそちらのほう、ご関心のある方はごらんになってください。

それから、当業務改革委員会のほうで1冊本を書きまして、「法律家のためのスマートフォン活用術」という本をつくりましたので、ぜひ入り口でお買い求めくださいますよう願います。

それでは、以下、進行予定に従って進めさせていただきます。

まずは、午前の部、最初としまして、Facebook等を活用したマーケティングということで、まずは「SNSをめぐる現状と弁護士について」という発表をコンサルタントの成松広持さんからお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

成松氏 おはようございます。コンサルタントの成松と申します。

約30分程度、もう少し短いかもしれませんが、簡単にお話をさせていただければと存じます。

まずはじめに、会場にいらっしゃる方で、「私は普通にツイッターやFacebookを使っています」というアンケートをとってみたいのですが、どのくらいいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。たくさんいらっしゃいますね。

「私はどちらも使ったことがない」という方っていうのは、どのくらい...、ありがとうございます。

簡単に、自己紹介をさせていただきます。元々IT業界にいたのですが、独立をした2003年頃から法律事務所のお仕事をいただいたのが縁で弁護士のお仕事に関わらせていただくことになり、その後様々な先生から、ウェブサイト、広告・広報、事務所のIT化、ITにまつわる技術の解説、情報発信の方法などの依頼を口コミで紹介いただくようになりました。

それで気がついたら法律事務所や弁護士の先生方のITに関するコンサルタントをやっていたということになります。

本日の話題であるソーシャルネットワーク(SNS)については、割と早いころから使っていました。会場の方でご存じの方はほとんどおられないかもしれませんが、昔Googleがオーカウト(Orkut)という今のSNSの原型にあたるものを2005年頃にリリースをした際に初めてSNSというものに触れて、そこからミクシィ、Facebook、ツイッター、Google+、ライン、他にもいろいろあるかと思うのですが、触れてきました。こういったサービスはテストとして、まずエンジニアの間で広まっていくのですが、エンジニアの知り合いから、「やってみたら」とアカウントを発行してもらって、サービスの初期段階で使うのですが、大抵すぐ飽きてしまって、放置してしまうということが多かったように思います。

普段、日弁連で、IT関係の委員会の外部委員を務めておりまして、その縁で本日はお話をさせていただくことになりました。

先ほどのアンケートでも、会場の半数の方が普通にSNSを使っていらっしゃるということでしたし、基本的には「ツイッター、Facebookよもやま」という趣旨で、使ったことがない方も、日常的に使っていらっしゃる方にも、何か役に立つことがお話しできればと考えて準備をして参りました。

余談ですが、昨日も、普段ツイッターの発言を見ている先生方が、ご自身の発言で、今日この会場にいらっしゃる予定だという趣旨の発言をされているのを移動中の車内で横目にしながらとても緊張しまして、「何の話をすればいいんだろう」と迷っていたのですが、tsudaったりせず、できればお手やわらかにお願いできればと存じます。

そもそも、まず何をすればいいのかという話ですが、これはサービスなので使うのは当然ですが、まずアカウントを登録しましょう。次に、ツイッターであれば、著名人・有名人でツイッターを使っている人は多いので、まずはそういう人のアカウントを見てみましょう。Facebookであれば恐らく知り合いや、学生時代の同級生等、やっている方が多いはずなのでまず探してみましょう。

大事なことは、ツイッターでもFacebookでもまず2週間くらい使ってみる。具体的には、書き込みをする、写真を投稿する、Facebookであれば人の発言にいいね！をする、ツイッターならお気に入りにする、さらに、他の人に紹介する、大体やることは一緒なのですがまずは習慣にすることだと思います。

SNSについてよく聞かれることとして、そもそもツイッターやFacebookはブログと何が違うかということがあります。「写真や文章を投稿するのだから一緒ではないか」と、よく質問をされます。

ブログは、どちらかというと、作者・執筆する人と読者という関係で、読者はブログに設置されたコメントフォームで筆者にコメントはできるのですが、基本的には一方通行になりやすいといえます。作者は読者のコメントに応えなくてもよいし、ブログ作者はいやになればブログを閉鎖すればよい。対して、ソーシャルネットワークは、よりコミュニケーション重視の面があります。ただ、同じSNSでもFacebookとツイッターではやや温度差はありますが。

それで、どんな効果が期待できるのかということで、Facebookの場合は、私は特にそうなんですけど、「現実では連絡をとるのが少し億劫だと感じる、日常的に一緒に仕事をするわけでもないが、年賀状の交換ぐらいはする」といった距離感の相手とやりとりするのに気軽に使えると感じます。ネット上でもよく目にする意見なのですが、20年ぶりに小学校の同級生に会ったとか、中学校の同級生に会ったとか、地元の知り合いと偶然つながって交流がはじまる等、そういうことが割と起こり得ると。

あと、お仕事で異業種の方と名刺交換をすることを考えた場合、名刺だと自分についての情報量はそれほど多くないのですが、Facebookの場合だと、日常的に自分がやっていること、思っていること、食べている物、訪れた場所というように、名刺と比較して多くの情報を投稿し

ているので、自分のことをもっと知ってもらえることが期待できます。

ツイッターの場合は、情報収集のツールというイメージが強く、例えば著名人・有名人をはじめとして、様々な方が発言をされていていらっしゃるのです、メディアに載る前に著名人・有名人本人の発言を一次情報として収集できるということもあって手軽に利用しているユーザーが多いのかなと感じています。

ツイッターにはただ相手とコミュニケーションを直接とるだけでなく、リツイートという、友達やフォロワーにこの発言を広めたい場合に手軽に発言を拡散する機能、同じテーマに関して、ハッシュタグというシャープの文字ですね、「#」をつけた文字を付与して発言すると、同じ文字をつけた発言を一覧で閲覧することができ、直接的ではないにせよ知りあいでないユーザーが同じテーマについてどんな発言をしているのかを知ることができます。

また、ツイッターのだいご味として、自分の発言が突然いろんな人に取り上げられる、著名人・有名人に発言が取り上げられて瞬時に多くの人から反応があったりする、SNSならではの体験ができると思います。

ツイッター、Facebookのどちらを始めるべきかという質問をよく受けますが、弁護士の方にはFacebookの方が始めやすいのではと回答することが多いです。それは、修習の同期、学校の同窓会、取引先、異業種交流等のつながりがそのままインターネット上で行われるというのが、理解しやすいからです。一方、ツイッターの場合は、先程も申し上げたとおり、情報収集のツールという意味合いが強いので、まずは著名人や弁護士をフォローすると興味が沸くのかと思います。スライドには、堀江貴文さんを載せてみました。

ツイッターはユーザーのプロフィールを登録できるので、プロフィールの検索ができるサービスで、「弁護士」「法律事務所」といったキーワードで検索をすることで、弁護士であることを公開なさっている方を容易に探すことができますので、様々な弁護士は普段どういうことをつぶやいているのかを読むことができます。

今、こうしてお話をしながら、ツイッターのタイムラインを見ていますが、会場にいらっしゃるツイッターユーザーで反応してくださっている方がいらっしゃるようです。

少し私の緊張の度合いが高まります（笑）。会場の中で恐らくどなたかが、講演内容を実況中継されているかもしれないので、終わった後に是非お話をさせて頂ければと。こうしたリアルタイム・コミュニケーションもおもしろいですね。お会いしたこともない、おそらく面識もない方のはずですが。

ツイッターは、2007年から2008年あたりに、一度流行る兆しがありました。私も2007年位か

らはじめているのですが、その当時、日弁連の委員会で委員の先生方に「ツイッターおもしろいので試してみたいかでしょう」と勧めてみたのですが、その少し後に、「いまひとつピンとこない。手応えがない」という感想を伺ったりしたことを思い出しました。

そもそも、ツイッターの効果というのがとても分かりづらいと思います。最低限、例えば、私などは使っていて自分が楽しければ、効果があるだろう位に考えればよいと思っています。例えば、ツイッター、Facebookをやっていたおかげで仕事の依頼があれば効果があるのか。また、著名人や有名人と知りあいになって、仲よくなれたら効果があるのか。これは、本当に人それぞれなので、何をもちて効果があるのかというのは難しいと思いますが、最低限、自分が楽しめるかどうかかなのかなと思います。自分がまず楽しめれば、その後、いろいろおもしろいことが後からついてくると思います。

次に、「どのくらいで効果が出るものなのでしょうか」ということもよく質問されるのですが、一概には何とも言えないと回答しています。

とても有名な話で、芸能人の方などが「私、今日からツイッター始めます」と投稿されると当然有名な方なので、その日のうちに、フォロワー、つまり、その人の発言を読む人が10万人、20万人になるんですね。もともと有名な人なので当然一日で効果が出ると。ただ、これは元々知名度があるから当然な話であってあまり参考にはならないと思います。ソーシャルネットワークというのは魔法の壺ではなく、著名人でもなければ、しばらく続けることが大事なのかと。先程、習慣化という話もありましたが、個人的には、つぶやいたりとか、Facebookで何かシェアしたりするというのが当たり前になる。その期間が、2週間、1カ月、と長くなり、普通に息を吸うようにやり続けるようになると突然おもしろくなったり、突然いろんなことが起こったりするという印象があります。

SNSが、そもそも顧客の獲得につながるのかということについて、私が個人的に聞く話にはなるのですが、弁護士も含めて司法書士、社会保険労務士、税理士の方などと、たまにこういう話をする機会がありますが、結構つながったという話を聞きます。先程お話しした名刺交換の延長、異業種交流の延長、密度が高い異業種交流であると、確かにそうなのだと思います。

異業種交流という例でいうと、昨今、「ライフハック」という言葉があって、若い方が、出勤前に朝活という活動をされていて、これは、出勤前にみんなでカフェなどに集まって、読書会をしたり勉強会をしたり、他業種の方と交流をするんですね。こういった朝活という活動などを通して、自分の人生を「ハック」、わかりやすく言えば改善していこうと。

私の身の回りにも、こういった活動をなさっている方の話をよく聞くのですが、大抵こういった交流の場においては、Facebookの友達申請をすることが当たり前で、それで他土業の方や意識の高いビジネスマン同士がつながっていくと。こうして、普段カジュアルに緩やかにつながりながら、何かあったとき、例えば、異業種の皆さんでちょっとセミナーをやってみましようとか、そういう話をよく聞きます。

ただ、これも異業種交流が先かFacebookが先かという話で考えると、Facebookを始めたから交流がはじまってセミナーを開催するというよりは、元々行っていた異業種交流や人とのつながりの上に、Facebookのようなツールを使うことで、よりスムーズに話が進むようになったと考えるのが自然なのかと思っています。

逆に、ツイッターは、例えば10万人からフォローされたから直接的に仕事の依頼があることは、余りないのではないかと思っています。例えばフォローをしてくださる人の中に、メディアの記者の方がいらっしゃって、ある日突然、「取材をしたいのですがいかがでしょうか」といった依頼があったりして、結果的に知名度が上がることもあると思います。

したがって直接的につながるかと言われると、そうだと言い切れないのですが、ツイッターを続ける中で突然こうした話が、というのが多いと思います。狙って効果が出せるという意味では、どちらかといえばFacebookの方がより弁護士向きなのかと思っています。

次のトピックとして「ツイッター炎上」を取り上げたいと思います。特に2013年は、「冷蔵ケース事件」が多くのメディアに取り上げられました。スライドでも取り上げたのですが、アルバイト店員の方がコンビニの冷蔵ケースに入って、スマートフォンで写真を撮ってツイッターに投稿したものが拡散されて大騒ぎになりフランチャイズ契約が解除されることになった事件でした。同様の事件が、模倣犯的にファストフード店や居酒屋など、様々な場所で発生し、中にはこれが原因で会社が倒産して、TDBの、帝国データベースの倒産速報に掲載されたのを目の当たりにして、「こんな時代になったのか」と、とても驚きました。

Facebookと比べるとツイッターの方が炎上しやすいなという印象があり、それはツイッターがFacebookよりオープン、かつ投稿できる文字数が少ないので、発言者が真意を伝えるのが難しかったり、リアルタイムのやりとりが多いのに起因しているのかと思います。そういった点も含めて、ちょっと不謹慎な言い方ですが、おもしろい、言い換えれば予想を超えたハプニングがより多く起こるのはツイッターの方なんだと思います。

こうしたハプニングが起こる要因として、特に若年層に見られる現象かと思いますが、情報リテラシーの不足というのがあって、若年層の多くがパソコンをあまり使わずスマートフォン

しか使っていないという現実があります。スマートフォンにもメール機能があります。当人同士でやりとりするメールです。SNSのスマートフォン用のアプリはそうしたメール機能と同じ見た目や使い勝手であることが多いため、同様の感覚でツイッターを使ったり、Facebookを使ったり、LINEを使ってしまっています。すると、自分たちの発言は自分たちしか見てないという認識のまま、仲間内の悪ふざけ程度の感覚で法に触れるような行為を行い、それが全世界で筒抜けになっており、多くの人に拡散する、こうした事情もあって今般の炎上が多いのかなと思います。

今の話の流れで「拡散」という言葉がありましたので、「拡散する」ということについてですが、ソーシャルメディアというのは情報の拡散が起こりやすいといえます。Facebookであれば、よく見ますが、「いいね！」ボタンですね。または、記事をシェアして友人に知らせる。ツイッターであればリツイートですね。

ブログの時代に比べると、本当に拡散させるのが簡単になったという印象をもっています。ご来場の方の中で、トラックバックという言葉をご存じの方がどの程度いらっしゃるかという話になりますが、ブログにもトラックバックという拡散させる仕組みがありましたが、技術者や一部のブロガー以外にはわかりづらく、むしろその人のブログのコメントが荒れる等、コメントにたくさん書かれるということが多かったんですが。ブログ全盛の時代に比べると、人の発言や情報を周りに広めるのが手軽になったと思います。本当に、2002、3年から比べると、全然、時代が変わるといえるか、そういう感覚です。

SNSの人口というのが、この間、出ていたんですけど、大体5,000万人ぐらいという話になっているそうです。

ツイッターはチラシ、Facebookは名刺というのは、有名な言葉で、ノマドワーカーって、去年流行りましたが、安藤冬美さんという方が、ツイッターユーザーで有名な方で津田大介さんというジャーナリストがいて、この二人の対談記事の中で、「ツイッターはどちらかというとはらまくチラシで、Facebookは名刺ですね」という趣旨の話があって、ああ、言い得て妙だなという印象でした。

「ツイッター弁護士」、ツイプロというツイッターのユーザーのプロフィール検索サービスがあるので、これで弁護士という単語を検索すると今4,000件程表示されるのですが、半分位は弁護士向けのコンサルティングサービスや弁護士向けの営業アカウントのようですので、実際にはその半分程度だともいますが。プロフィール検索の結果を眺めていると、いろいろな先生の発言を読むことができるのでおもしろいです。

少し話は変わりますが、Facebookのトラブルで、プライバシーの話があります。自分の情報をどの範囲まで公開するかを設定する際に、「友達の友達まで」というのがありますが、自分の友達は割と把握できるかと思いますが、友達の友達まで把握するのはなかなか面倒なので、友達の友達が実は相手方だったといったことが割と多いようです。気をつけましょうという話ですね。

それから、これも少し前に話題になりましたが、Facebookの右側に広告があるのですが、可愛い女性性の広告がたくさん表示され、どうしてこのような広告が出るのだろうかという疑問の声がありました。この原因は、見知らぬ若い女性からの友達申請に答えてしまったことが原因で、友達機能を使ったスパム広告表示で、また、似たような話としてFacebookのアプリを使った乗っ取りといった事案も見られています。

また、別のトラブルとして、スマートフォンで写真を撮影・投稿する場合に、どこで撮ったかという位置情報がデフォルトでは自動的に入ってしまうので、位置情報が入ったままの写真をネットに投稿してしまうと投稿者がどこにいるのかが分かってしまうために、投稿、写真と投稿者の肩書などの情報を総合して、投稿者が今どこで何をしているか等を推測されてしまうといった事案が起こったりもしているようです。

SNSの「つながり」に関する話で、FacebookやツイッターといったSNSに成り立ちには、スライドにあるように「6次の隔たり」というキーワードがありまして、これは、人間というのは知り合いの知り合いを6人たどっていくと、大体、世の中全員つながりますという考え方で、この考え方を元にしてSNSは作られているので、私たちが思っている以上に世間は狭く、SNSの機能に登録したメールアドレスを元に、自分の知り合いを推測表示する機能があったりするのですが、その結果を見て、驚いてしまうことも多くあります。

Facebook疲れという言葉があります。どういうことかということ、Facebookは現実の人間関係を元にしたつながりであることが多く、例えば上司とつながる、ボス弁とつながる（笑）、そうしたつながりが多く、ボス弁が投稿した写真に何も反応をしなかったときなどに、「君、何で僕の写真に「いいね！」押さなかったの」とカジュアルな席で言われてしまう。そうした話が始まると、部下やイソ弁はとても大変ですね。「反応しないと嫌味を言われるのではないか」と気を遣ってしまう。また、自慢大会になってしまう。「僕はこの間サーフィンに行った」、「僕はこの間著名人が参加するパーティーに出席した」こういった写真などを投稿し始めると友達同士無意識の内に自分をもっとよく見せようとしてしまい、こうした少々無理をした人間関係の演出に疲れてしまいます。終わりのない褒め合いをやってしまい、その結果

Facebookそのものに疲れてしまう。こうした状況は余りいいことではなく、かつてミクシィというSNSでも同じように「ミクシィ疲れ」ということが見られまして、今、見る影もないという状況になっています。

広報ツールとしてのツイッターについて、ツイッターは広報ツールとしてよく使われています。日弁連でも法務研究財団や震災支援のアカウントもそうでしたね。弁護士の方でも、会務の広報活動や社会貢献活動でも使われている方が多いようです。

「オープンさ」からみたSNSというトピックですが、ツイッター、Facebook、LINEを比較してみると、ツイッターはよりオープン、Facebookはやクローズ、LINEがかなりクローズという印象です。公開範囲の設定などですね。

先程も触れましたが、SNSと異業種交流については、最近、仕事が減っていることに危機感を感じている土業の方をターゲットにした営業・ステルスマーケティングが多くなっていますので、こうした異業種交流に関しては、注意が必要な場合があります。

次の話題です。駆け足になってしまいましたが、SNSで発言が注目されるとその発言をまとめてネット上のコンテンツにするというトピックです。スライドにもありますが、最近、「ネイバーまとめ」や「トゥギャッター」、さらには、「まとめサイト」といわれる個人のSNSの発言をまとめてウェブ上のコンテンツにしたサイトに対するアクセスが非常に増えています。個々の発言を追いかけるにはリアルタイムである以上ある程度の時間が必要になりますので、誰かが発言をまとめてくれるとすると、時間をかけたくないユーザーにとっては有益なのです。さらにこうしたまとめコンテンツが、ガジェット通信などの個人ニュースサイトに掲載されさらに多くのアクセス数を呼び、個人ニュースサイトの記事がYahoo!トピックスや大手メディアに掲載されるという、加速度的に情報が広まるという事例が多くなっています。

次のトピックですが、ハッシュタグですね。先程も申し上げましたが、ツイッターにはハッシュタグ(#)、シャープをつけてつぶやくと、自分のことをフォローしていない人とも、同じ#をつけたキーワードを元にして、情報共有をすることができるので、こうした#を元におもしろい連鎖反応や短期的に膨大な情報の蓄積・共有が起こります。

SNSのつながりが多いという話の文脈で、例えば朝日新聞デジタルの記事などでも必ず各記事にツイートボタン、Facebookのボタン、Google+のボタンなどのSNSに記事内容を投稿・共有する機能が設置されています。

基本的にネットのコンテンツは全てPV、どれだけアクセスされたかということが、当該コンテンツの(広告的な)価値になるため、情報発信者はアクセス数をUPするためにあらゆる

手段を使うので、SNSとのつながりは、ネット上のあらゆる場所で避けられないと思います。

リアルタイム性の震とでもいうのでしょうか、SNSというのがやはりコミュニケーションツールです。例えば、ブログというのは記事を書いてネット上に公開する前に、少し考え直そう、少し推敲しようという時間も余裕もありますが、ツイッターやFacebookというのは、どちらかというと言言・コミュニケーションのスピードであったり、その場のノリ、当意即妙な切り返しといった、その種のコミュニケーションがおもしろいツールなので、逆に言うと、リアルタイムで短いやりとりをするというのは、気をつけないと誤解を招きやすいことも多いのです。

次のトピックは、ツイッターと半匿名性という話です。Facebookが基本的にはリアルなつながりベースなので登録ユーザーには実名が多いのですが、ツイッターは割と実名じゃなくてペンネームやハンドルネームといったニックネームを使ってらっしゃる方が多いのではないかと思います。ツイッターの方がよりオープンな環境ですから、なかなか実名を出しづらいのかなと思います。私もそうなのですが。ただ、ツイッターでは、アカウントを見るとニックネームなのですが、発言を見たりしていると、何となく、ああ、この人なのかなというのがわかることもあり、ニックネームによる半匿名性というのが担保されているという。実名ではないけれども、どんな人であるのか特定できるという意味合いですね。

SNSの流儀、ある意味、暗黙のルールともいえるものですが、ツイッターもFacebookにも流儀のようなものが存在していて、法的にも道徳的にも倫理的にも間違っていないが、初心者ユーザーが、SNSの暗黙のルールを無視して行動してしまうと、突然怒られたり、絡まれたりすることがあります。せっかくSNSを始めてみたものの、特に悪いことをしている訳でもないのに突然見ず知らずの人間からきつい言葉を浴びせられたりしてしまうと、嫌になってやめてしまうことが多いのではないかと。SNSをはじめてまだ慣れていない時期は、あまり積極的な発言等は控えて、しばらく様子を見ることもいいのではないかと思います。また、それ以上に大切なのは、余り気にしないということですね。

そろそろ終わりの時間が近づいて参りました。

最後に、トラブルに遭った際にどう対処するかについて触れておきます。ツイッター、FacebookといったSNSを使っていると、恐らく何らかのトラブルというのは絶対に避けられない、絶対起こると思いますが。そこで、トラブルをどう処理するかが重要になります。トラブルをある種の「ネタ」としてうまく処理すると、SNS内での評価がとても高くなると思います。「このトラブルへの対応は上手だな」ということで著名な方がとりあげたり、拡散された

りすることで、知名度があつという間にあがり、フォロワー数が爆発的に増加する。弁護士という職業が、日常的に、依頼者のトラブルをどう解決するかということに他ならないわけで、弁護士の先生方はこうしたトラブル解決に長けていらっしゃるのです、まさにトラブル解決の手法をネット上の事件に適用するという話になるのではないかと思います。トラブルに見舞われた際に、どう反応するかによって、評価が変わるとい、なかなかおもしろい事象ではないかと思ひます。

まとめになります、まずは使ってみること。結局使ってみないと自分に合ったやり方というのはわからないもので、よくわからないけど続けていくうちに突然おもしろくなったり、いろんな道が開けたりするので、人とつながったり自分が楽しむことを大切にしながら、気がついたら、結果は後からついてきているのではないのでしょうか。

こうしてお話をまとめつつ、偶然にも昨日、ツイッター社が上場しまして、「上場なう」という話で終わるとい、ご清聴ありがとうございました。

本当にこれが最後ですが、おまけのスライドです。ツイッターをこれからはじめてみようかと思つたときに、ツイッターをお使いの弁護士に、どのような類型があるのかを勝手に分類してみました（笑）。（１）著名な方、政治家になられている人だったり、テレビでよく見る人、（２）会務や社会貢献活動の広報手段を使われる方、（３）事務所の宣伝をされる方、（４）ネタやおもしろい発言をされる方、（５）時事問題やニュースに鋭いコメントをされる方、（６）ご自身の趣味などを投稿される方、（７）ほんわか日常を書かれる方と、こうした類型の（１）～（７）をいろいろ組み合わせ、先生方がツイートされているのではないかと思ふ次第です。

私もコンサルタントとして、弁護士とお仕事をさせていただいて、10年位になるのですが、弁護士と直接やりとりをさせて頂く中で、お話を伺うととてもおもしろい。大変興味深いことをたくさん知ることができまして、とても楽しいという経験があります。同様に、これはネット上のやりとりでも変わらず、例えばツイッター上で弁護士の興味深い発言や鋭いご意見を見つかる度に、いつもワクワクします。もっともっと多くの弁護士の先生方がSNSを始められ、私だけでなく、世間一般的に弁護士に対する理解がもっと広がるといいな、ああ、弁護士の先生方っておもしろいんだなということが広まると、弁護士に対する敷居がもっと下がって、多くの依頼者や相談者が法律事務所にいらっしゃるのではないかと思ひます。

私の発表は以上です。ありがとうございました。（拍手）

司会（横山） どうもありがとうございました。

「SNSをめぐる現状と弁護士について」として、コンサルタントの成松広持さんにお話をいただきました。

成松さんには、あちらのほうにちょっと移動していただきまして、引き続きましてFacebook等を活用したマーケティング座談会ということを始めさせていただきたいと思います。

ご登壇いただく方は、前のほうにお願いいたします。

続きまして、この座談会ですが、引き続きパネリストとしてたゞいまお話いただきましたコンサルタントの成松広持さんにそのまま残っていただきまして、これから愛媛弁護士会の森本明宏会員にもパネリストとしてご登壇いただきました。コーディネーターは第二東京弁護士会の平岡敦委員でございます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

平岡（第二東京弁護士会）では、早速、次の部に移りたいと思います。

きょうは弁護士業務改革シンポジウムということですので、テーマをマーケティングに限る必要はないんですが、拡大していった仕事につなげていくような観点でのSNSの使い方ということを中心に特化して話をしたいと思っています。

ですので、もともとネット上で有名な方が、さっき成松さんの話でもたくさん出ましたけれども、そういう方がSNSを使うというよりは、ごくごく普通の弁護士がSNSを使うことによって、弁護士の仕事はどう変わって、お客さんがふえてというようなことについての話をできればと思っています。

まず、私のほうから前振り素材を提供したいと思います。

きょう、映されるものは資料に入っていないので、ちょっと前を見ていただければと思いますが。

私が、普通の弁護士さんが使っているパターンで、SNS、特にFacebookに着目して、活動を分類してみました。まず、これを見ていただいて、どんな感じでみんな使っているのかなっていうのを実感していただければと思います。弁護士のFacebookを分類すると、活動の紹介系、それから法律の知識系、公益活動系、日々の雑感系に分けられるのではないかと思います。それで、それぞれ実例を紹介していきたいと思います。

まず、活動の紹介系ですけども、こんなイメージです。

これはですね、東京巣鴨のとげぬき地蔵に事務所を開設されている先生のホームページなんですが、高齢者の方向けのお仕事をいっぱいされているようで、新聞で紹介されたり、雑誌で紹介されたり、それから講演会をしたりとかというようなことをたくさん書かれていて、ご自分の活動、得意分野等をアピールされているという形のサイトですね。

それから、もう一つ、なんもり法律事務所というところなんですが、こちらも同じような感じで、ご自分の講演ですとか、それからテレビに出たなどといったことが紹介されています。次に、これは最近報道で取り上げられた、男性同士のカップルで事務所を経営されている先生方の事務所のホームページですね。こういうふうに、活動というか、その事務所の特質をアピールされているというようなものが一つの類型となります。

次に、法律の知識系ですね。これは、要するに法律に関する豆知識というか、豆知識とも言えない、もっと突っ込んだものもありますが、そういったものを次々にご紹介されているようなパターンのFacebookページですね。話題をジャスラックの独禁法違反ですとか、産地偽装の問題とか、こういう形で取り上げては法律的な観点からの解釈をどんどんこう書いていると。これで、目的は、そういう知識を広めたいということもあるでしょうし、被害者に対するサービスということもあるんだと思います。

それから、公益活動系ですね。公益活動に限られるわけじゃないんですが、比較的多いという趣旨では、この澄川先生のFacebookページを取り上げさせていただいたんですが、いろいろな弁護士会等でのですね、セミナー等を紹介したりとか、それから修習生の模擬裁判の情報など、弁護士としての活動のうちプロボノというか、そういった活動の内容を比較的多く取り上げられていらっしゃる。しかし、すごく「いいね！」が多くてですね、767もありますから、注目されているなという感じです。

それで、最後に、日々の雑感系ということで、ある意味、これが一番多いのではないかなと思われませんが、だから別に、これに限るわけじゃないんですけども、これは高松の先生（馬場基尚弁護士）で、ライオンズクラブに出ましたとか、それから船に乗ってどこかに行きましたとかですね、病院に行ったとかですね、それから俳句を詠まれたりとか、あとご自分の趣味のレコードとかCDを買いましたとかですね、そういったことを書かれていらっしゃる。正直、こういうのが一番多いんじゃないのかなと思います。それでこれらの分類を、私も見ていて思ったんですけど、活動紹介系とか法律知識系というのは目立ちますけども、弁護士業務のマーケティングという観点で言うと、一番強いのはこの日々の雑感系が王道なんではないのかなと思っています。

要は、弁護士の仕事の広がり方って、普通の弁護士は大体紹介か、その紹介者のさらに紹介といった形で、その連鎖で広がっていくことが多いと思うんですけども、その際に、じゃ、何が紹介の原因になるのかというと、その人の人柄だったりとか、手堅さだったりとか、そういう部分が大きいのかなと、いつも感じてます。なので、Facebookが持っている特徴である、人

柄を伝える、さらにその人柄を伝える範囲というのが知り合いに限られている、そのさらに知り合いの知り合いに紹介できるシステムが用意されているというのは、弁護士のマーケティングにとっては、ある意味、一番向いているというか、まさにそのリアルに今まで口伝えで行われてきたことがネット上でできるツールなのかなという感じがしています。

さて、そこで、パネリストとして愛媛で活動されている森本明宏弁護士の具体的な活動例をご紹介します。今、ページ出しますね。

森本（愛媛弁護士会） はい。愛媛弁護士会の森本と申します。よろしくお願いいたします。

それで、僕も、Facebookは大体3年前ぐらいから始めてます。それで、ブログなんかもやっていますけれども、ブログは大体4年前ぐらいからやっています。それで、先ほど平岡弁護士言われましたけれども、僕のページもどっちかというともう本当日々の雑感系で、結構くだらないこともアップしてたりするのですけれども、もちろん仕事にかかわるようなことも書いてます。

それで、やっぱりお客さんがその弁護士を探すときに、結構やっぱりつてがあったりする方ばかりではありませんので、結構ネットを使ってこう弁護士を探している方がたくさんいらっしゃいます。それで、そのときに、やっぱり専門性を求めて探すっていうよりは、やっぱり、人柄といいますか、この弁護士はどういう弁護士なのかっていうのをいろいろ調べた上で、相談予約とか、ご来所をいただく方が多いかなと思っていますので。私は、割とその日々の雑感系で、先ほど平岡弁護士言われましたけれども、やはりそういった使い方が一番自分も楽しめ、余り専門的なことばかり書いていると結構疲れてちゃいますので、結構自分も楽しみながらやっております、はい。

平岡（第二東京弁護士会） この後ですね、パネルの構成として、まずSNSの導入によってマーケティングにつながったりとか、何かいいことがあったというその利点の話をした後に、その利用上の注意点というか、弊害の部分について話をしていくという構成で行きたいと思っ

ていまして、まずどういう効果があったかについてをちょっとお話ししたいと思っています。じゃ、まず一般論としてですね、SNSをそのマーケティングに使うということが一般的にはどんな感じで行われているのかというのを、成松さんに話をさせていただけますでしょうか。

成松氏 ああ、はい。引き続きお世話になります。

特に、Facebookっていうのが、最初はすごくマーケティング的な話で言われてたのが、Facebookではとにかく、こう、セグメントがすごくはっきりしてると。どういう趣味を持って、どういう世代で、男性・女性でってすごく細かくこう分けて、こう、例えばGoogleアドワ

ーズというような、こう、リスティング広告とかに比べるとよりさらにこう対象を絞って広告
は出せますみたいのが売りだったんですけど、実はやっぱりこのFacebookのユーザーというの
は基本的にこうコミュニケーションをとるとというのがやっぱり第一義で、何か明らかにマーケ
ティングとか、明らかに宣伝ってわかるものに対して物すごくこう嫌悪感があってですね、そ
れで、Facebook社が、いや、そんなことはない、Facebookのマーケティングはうまくいってい
るんだとかっていうことを言ったりもしたんですが、いや、基本的に広告の媒体だったり、そ
の一般的なこうマーケティングのものとしてFacebookっていうのは余りこうメインじゃないの
かなと。

まさに、逆に言うと、やはり森本先生が言われたり、平岡先生が今言われていたように、何
げない自分の日常とか、そればかりだとおもしろくないんですけど、いろんなものを取りま
ぜながら、やっぱり弁護士の、こう、人となりをこう紹介していく中で広がっていくと。それ
で、やっぱり一般的なマーケティングに関して、別に弁護士以外の士業の方とか、ほかの方で
も、やっぱりおもしろがる、楽しいと。コミットして楽しいっていうのが初めにありきで、そ
の結果、何かいい印象を持ったから応援しようとか、そういうほうがやっぱり強いなという、
一般的な印象です。

平岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

じゃ、今度は弁護士業務において、Facebook等のその効果があるのかという話に移ってい
きたいんですが。ちょっと、まず私のちょっと実例を一つだけ申しますと、私も、非公開にして
いるんでちょっと見られないかもしれませんが、Facebookを使っていまして、それで何人
かの知り合いと一緒にこう情報をやりとりしているんですが、最近の自分の事例では、ある方
の事件をやり、いったん終了しました。その後、その依頼者の方と、事件終了したのでいいだ
ろうということでFacebook上の友達になりました。それで、Facebookで時々お互いの投稿を見
ているような関係でした。普通は依頼が終わるとお互いのことを忘れてしまうことが多いと思
います。依頼が終わるとそのまま、また再度依頼をするということになかなかつながらない。
事件が再びその人に起きない限り、新しいつながりにはならないんですけども、我々はずっと
そのお互いにFacebookに投稿して、お互いの存在を認識し合っている状態が続いて2年ぐら
いたったところで思い出してくれてですね、時々、ご自分の知人を紹介してくれたりとか、それ
から逆にその人が転職した先の会社の顧問の紹介をしてくれたりとか、そういう形で、結構
Facebookを通じての仕事のつながりがふえています。

それで、昨日も、新しい顧問先のところに初めて打ち合わせに行ってきたんですが、それも

まさにそのFacebookで紹介していただいてっていう形で、どんどんその仕事がですね、私自身はFacebookを使ってふえていってるという現状が本当にあります。

森本先生は、どんな感じで仕事につながっているかという点をちょっと話していただけませんか。

森本（愛媛弁護士会） はい。私は、愛媛弁護士会で会員数が大体150人ちょっとぐらいなんですけれども、地方でもやっぱり、僕は55期でして、平成14年登録ですけれども、10年、11年ぐらいで1.5倍ぐらい、会員ふえてます。それで、やっぱり地方でもそういう状況でして。やっぱり、その潜在的なお客様にこう選ばれるためには、まずやっぱりその自分の存在を、こう、知ってもらわないといけないと。それで、先ほど言いましたけれども、やっぱりネットで検索する方はふえてますので、これSNSって、愛媛なんかでももうほとんどやられている方、いないんですね。ですから、やるだけで、もうネット上でこうひっかかるという効果を期待できます。それで、実際にインターネットでその検索していただいて、やっぱりその新規のご相談者が徐々にこうふえてきてます。それで、これも多いのか少ないのかわかりませんが、大体うちの事務所だと、毎週、多分新規のご相談者で、二人か三人ぐらいは来てるんじゃないかなっていう印象ですね。

それで、そういった意味でその間口が広がって新規のご相談者がふえるという効果もあるんですけれども、もう一点ありまして、結構そのSNSの過去の、自分の人柄をわかってもらうような投稿を、こう、さかのぼっていろいろ見られているお客さんがいらっしゃいます。なので、もう既に事務所にご来所いただいた段階で、この弁護士はこういう人柄、人間なんだっていうことをわかってきていただいていますので、結構もう委任を前提にご来所いただける方が多いかなということですので、数がふえたという点もあるんですけれども、受任率が結構高くなったのかなっていう感じですね。

それで、あとは割とそんなには多くないですけど、やっぱり県外の方とか、松山市外、愛媛も松山本庁以外に支部が四つ、五つありますけれども、そういったほかの支部の管轄の在住の方からも、結構、相談、ご依頼なんかもぼちぼち出てきておりますので、結構SNSでふだんのその弁護士業務に、かなりいい効果が出てくるんじゃないかなと思っております。

以上です。

平岡（第二東京弁護士会） 森本先生は、新規でというのは、SNSに加入されている方の紹介というわけではなくて、もう飛び込みでもそのSNSを見てっていうパターンでいらっしゃるのですか。

森本（愛媛弁護士会）　そうですね。ただ、SNSといたしましてもそのFacebookだけじゃないですし、ほかにもツイッターとか、ブログとか、いろいろやっています、ブログも含めたSNSということですけどもね。結構、本当にそれを見て、もう紹介ということじゃなくて、これ見てきましたという方がいらっしゃいます、はい。

平岡（第二東京弁護士会）　わかりました。

では、続いてですね、ちょっとマイナスな話を余りするのはどうかと思いますが、SNSの利用による、困ったこととか、危険とか、そういうことを話をしていきたいと思います。お手元に、IBAのアンケートというのがあるかなと思います。IBA、インターナショナルバーアソシエーションが、弁護士によるSNSの利用についてアンケートを、2011年の5月から8月にかけてとりました。それで、対象は、全世界の107の弁護士会やローソサイエティーなどで、個別の弁護士ではありませんが、全部イエス・ノー方式のアンケートになっています。

特徴的なところをまとめてみたんですけども、まず法律家がSNSを使用すること自体については、比較的、皆さん、積極的な考えでいらっしゃる。77%の回答者がそれを推奨としています。それから、裁判官がSNSを使用することについても、ちょっと弁護士より落ちるんですが、そんなに否定的には捉えていないということがわかります。ただ、裁判官がその中立性を疑わせるようなソーシャルネットワークの使い方については、やはり消極的な方が多いということが全体として言えると思います。

それから、陪審員制度がある国や地域においては、その陪審員の中立性が疑われるようなSNSの使い方は消極に捉えられています。要するに、その陪審員が当事者と友達になったりとか、裁判官が今継続している事件についてコメントをSNS上で出すとかですね、余り考えにくい話ではありますが、そういうことについては否定的に捉えられているということです。

それに対して、弁護士のかかわり方についてどういうふうなアンケート結果が出ているかなんですが、まず弁護士自身が自分の担当事件についてSNSで意見を投稿したりする、コメントを投げるというようなことについては、やっぱりこれも消極的に捉えられていて、12%しか賛成者がいない。それから、弁護士が担当事件、これは訴訟事件だと思うんですが、SNSで情報提供、例えば第1回の期日でどういう書面が出てとか、そういう情報を提供することも余り望ましくないんじゃないかというふうに捉えられています。これ、32%なんで、意見表明よりは少しは積極的に捉えられてはいるんですが、やはりその担当事件に関する情報というのは、余りそういうところを出すべきじゃないっていう意識があるように思います。

それから、それに対してですね、SNSをその客観的な情報として捉えることについては、

特段その問題とはされていなくて、SNS上の情報、プロフィールや何かにですね、いろんな情報が入っていたりしますし、こういう発言を昔していましたねっていうようなことが証拠になる可能性があるわけですが、そういったものを利用すること自体は86%の方が許容するという方向で考えている。

それで、それと最初の話とつながりますが、SNSを使うことによって弁護士の品位が下がるかというようなことについては、特にそういうふうには考えていなくて、もちろん使い方によるんでしょうが、すなわち使うことイコール品位の低下につながるという考えではないというふうに捉えられているようです。

このようなアンケート結果に基づいて、IBAが現在、SNS運用の国際的原則というのを策定しているということで、内部資料をちょっといただきまして、現時点できつつあるものをちょっと和訳してみました。それで、本当はそれをご提供したかったんですが、今まだ未策定で、決定稿じゃないのでということで、ご提供できなくてですね、ちょっとまとめだけをここで示したいんですが。まず、前振りとしてですね、SNSの、これ前文みたいなところに書いてあったことですが、利点というのがあるでしょうと、証拠として利用できますよねと。さっきのそういうプロフィールとかを使うということですね。それから、マーケティングツールになるんじゃないかと。それから、いろんな議論をするための専門家のためのネットワークを形成できる。それから、問題点を提起してですね、世間の反応を読み取ったり、議論をするツールにも使えますなど。

それに対して、反面の欠点としては、プライベートとパブリックなどこの曖昧になってしまうという部分があるんじゃないかと。それから、情報がやはり拡散するので気をつけないといけないということを、前文に書いてありました。

じゃ、具体的にどういう原則をですね、掲げているかということ、全部でたしか8項目あるんですが、まず一つ、独立性ということで、他の弁護士、裁判官、依頼者と友達等の関係になることによる影響をよく考えなさいということですね。当然、今継続中のその事件の相手方の代理人とですね、友達になっちゃうということがどういう印象を依頼者に与えるかというのは、もう当然わかることで、やってはいけないことだと思いますし、それで、それからもともとあった友達関係の方とその敵対してしまうといった場合に、じゃ、どういう振る舞いをすべきなのかといったことについて準則を立てるべきだというふうになっています。

それから、品位ですね、要するに私的なコンテキストで投稿したという場合でも、それがクローズドなネットワークで出したとしても公的な観点で見られてしまう。それに、伝播性とい

う観点で言うと、幾らクローズにしてもですね、やっぱりそれはコピペしてどこかに張りつけられれば拡散できますので、やっぱり公的なものになっちゃうという点で注意が必要だろうと思います。

それから、責任という条項があって、投稿が職務に与える影響を考慮すべきだというふうに書かれていました。

それから、守秘義務の問題。これ、当然ですけども、SNS上で業務上の事項を投稿すると弁護士法、それから刑法の守秘義務違反になるという可能性があります。それで、先ほど少し成松さんからの話もありましたけど、写真等を投稿すると地理的な情報だったりとか、時間的な情報が漏れちゃうとか、それから写真じゃなくても場所情報をそのまま一緒に投稿するようなケースもありますから、そういったものが守秘義務違反を招くケースがあるという点に注意が必要だというような記載があります。

それから、あと中立性。これ、独立性と類似してますけども、利益相反関係を疑わせないような使用方法をすべき。

それから、司法に関する関心を惹起させるような使用方法がありますねと。ただ、それが同時に司法の独立を害するような方法で使われたらだめですねっていうようなことを書いていました。

それから、国民の信頼。これについても、その現実で弁護士が弁護士らしく振る舞っているのと同じようにネット上でも振る舞ってくださいというような準則が立てられていました。

それから、最後に、適切な使用ということで、SNSを使い分けてくださいというような準則もあって、例えば日本で言えば2チャンネルにですね、真面目な議論を書き込んで、まともな反応は返ってこないというか、真面目に反応してくれないですよ。そういうふうに、こう自分のその使いたい目的に合わせてSNSを使っていかないとだめですよというようなことだと思います。

こういった、もろもろのSNSを利用することについてのその弊害を予測した上での注意点というのが打ち立てられているんですが、現実問題として弁護士としてSNSを多く使っている森本先生にお聞きしたいんですが、何かそのお困りになった点っていうのは、ご経験としてありますでしょうか。

森本（愛媛弁護士会） はい。やっぱり、そのFacebookなどSNSをやっていると、特に地方なんか顕著なんですけど、やっぱりどんどんどんどんこう知り合いがふえていくと。それで、もちろんその知り合い、Facebook上の友達といいましても、リアルなおつき合いしている方も

いらっしやいますし、一部、ネット上だけでつながっているような方もいらっしやいます。それで、そのような中で、先ほど利益相反のおそれの話が出ましたけれども、実際ご相談とか、ご依頼いらっしやって、それで相手の方どなたですかっというのを聞くと、既にFacebook上でちょっとつながってしまっているような方がいたようなケースもありますし、逆に、その訴訟とか、交渉の相手方から何か友達申請が、先方はわかっっていて送っってきているのかどうかわかりませんが、そういう申請を送っきたり、もちろんお断りするわけですが、なので、結構SNSでいろんな広がり期待できますが、広がれば広がるほど、そういう潜在的な利益相反のおそれなんかはこうやっぱり出てくるんじゃないかと思っますので、やっぱり常日ごろから注意が必要かなと考へています、はい。

平岡（第二東京弁護士会） そのほか、SNS上で、その外部の方とのやりとりをする中で何か問題が発生したりすることはないですかね。

森本（愛媛弁護士会） 結構、SNS、Facebookなんかは原則、顕名ですかね、実名もとに登録してまっすので、例えばそのSNSのメッセージ機能を使っこう直接こうご相談ですかね、お問い合わせなんかがあるような場合あります。それで、Facebookで本名わかっおれば、それなりのいろんな回答内容であったりとか、回答するしないも含めて対処できるんですけども、結構、先ほど出たツイッターとかですね、あとブログなんかは、ニックネームですかね、ハンドルネームでのこう登録可能ですので、そういったハンドルネームで、メッセージで何か、こう、問い合わせ、質問なんかがあったときに、ひょっとしたらその事件の相手方が、匿名ということで、その相手の弁護士にこう相談を投げかけるといっこともあったりするんじゃないかなと、こう思ったりします。

なので、結構、その匿名の質問なんかは答へるにしても、もうあくまでもこう一般論ですよっというぐらゐの返事にとどめて、あとはその細かいことは、いろいろ対面で直接そのお話ししないとわからないし、事件に関係するようない書類お持ちいただかないと、もうこれわからないので、精度の高いその回答を求められるといっことであればご来所くださいといっような対応にしてまっすね。

あと、Facebook上で、やっぱり僕なんかは結構、こう、敷居をこう下げる、その親近感を持ってもらいたいといっことでFacebookしてまっすし、そういった投稿内容にしてるんですけども、やっぱり友達でつながりがこう密になればなるほど、先方もこう気軽にいろいろ質問投げかけてくるといっことがあったりします。それで、それも結構具体的なその内容に踏み込んだ細かいこう質問なんかは来たりする場合もあるんですけども、これも先ほどのその利益

相反のお話に、ひょっとしたらどこかでつながっている可能性もありますし、あくまでもお答えできるのはやっぱりもう一般論で、この程度ですよという感じでしてますね。

あとは、これも実際あったことですがけれども、匿名を使って、例えばこれ実際あったことですがけれども、ブログで、メッセージ機能で、例えば何月何日相談行きたいんですけれども、あいていないですかっていう、こう、お問い合わせがあったんですね。それで、たまたまもういっぱいいっぱい、もう入りませんということで、こう、お答えしたんですけれども、これ、後でわかったことですが、その同じ方が、また今度はツイッターのメッセージで、今度また違うハンドルネームなんです。だから、こちらもわからないんですよ、同じ人からの問い合わせで。一回断ってますので、二度目のその問い合わせは、もうかなり、もう困ったような感じでメッセージ来てまして、そこまでお困りやたらっていうことでもう入れちゃったんですけれども、それで実際いらっしゃったら、実はブログで相談予約問い合わせしたのと、そのツイッターで問い合わせしたのは、実は両方とも私なんです、ごめんなさいみたいなこと言われまして、その程度だったらいいんですけど、あれですよ、何か法律相談なんかで、その同じ人がこう別々のそのハンドルネームでこう質問投げかけてきて、その回答がちょっと一貫していないようなことがあったら、これちょっとまた弁護士として大変なのかなっていうふうに思いますね。何かいろんな、デメリットっていうことではないんですけど、やっぱり気をつけるべき点が結構あるかなと思います。

平岡（第二東京弁護士会） そうですね。同じ方の同じ質問でも、その聞き方とか、提示された事実関係によっては回答変わっちゃいますもんね。それは、やっぱりその二つの方向で聞かれちゃうと、違う回答に結果としてなってしまうというのはあり得ますよね。

森本（愛媛弁護士会） たまに、やっぱりその質問投げかけて、今度は、逆の立場から同じ人が質問投げかけてきて、それでやっぱり弁護士なので、やっぱりその質問者の立場で、可能なやっぱり法律解釈を、こういろいろ考えて、やっぱり回答するんですよ。それで、その前提の質問が違うので、やっぱりこちらとしてはその法律解釈の枠内でお答えはしてるんですけども、答えを受け取ったほうからすると、これ回答が違うじゃないかと。そうすると、この弁護士ちょっと一貫してないんじゃないかと、いろいろそういう不信感をこう持たれるきっかけといたしますか、そういうおそれもやっぱり出てきますよね、はい。

平岡（第二東京弁護士会） なるほど。

それから、SNSというのは、一方的に情報を発信するという使い方でもできるんですけど、お互いに交流するというか、コメントをつけたりとか、リプライしたりとか、そういう双方向

性のツールでもあるわけですけど、そういうその単方向と双方向という両方の性質があるということに基づいて何か問題点が生じたりはしないですかね。

森本（愛媛弁護士会） これも、僕、最近やったことですけど、やっぱりFacebookなんかでいろんな方とつながって、僕も、一方的に情報発信しているということじゃなくて、やっぱりこう双方向性というのはやっぱり大事にしているつもりなんですけれども、やっぱり常にこう動向を見ているわけじゃないですし、先ほど、何で「いいね！」押ししてくれないのみたいな、こう嫌味の話出てましたけれども、結構、僕の投稿に対してはいろいろ反応してくれる方の投稿に、僕がちょっと、例えば「いいね！」できないとか、または何かコメントを入れないということになったときに、やっぱり何かこう直メッセージで、何で自分はこう絡んでいるのに絡んでくれないんですかみたいなメッセージがあったこともあります。

それで、そのときは、そこでけんかすると、相手は何せそのSNSをこう使っている人なので、いろんなSNS使っているんですね。そこで、けんかにすると、そう悪いこともやっぱりSNSでこう拡散する危険ありますので、やっぱりそういうことあったときに、もうそこで余りそれ以上大きくならないように、やっぱり受け答えできるようなリスクの管理を常に考えとかなないといけないんですよ。それで、そのときは、僕は、やっぱり人それぞれSNSの使い方っていうのが違うくて、あなたがその双方向性でっていうのはもうすばらしいことだけれども、僕は、もうちょっとそこまですできないので、これ、もうあなたに対してだけそういう対応ではなくて、これ、もう、皆さん、一緒なんだっていうことで、ちょっとお答えしてやりました。

それで、それも多分一貫性が求められると思うんですよ。常日ごろから、要するにもうそういう使い方をしてるっていうのが過去の投稿から見てもある程度こうわかるっていうことであれば、余り、文句を言われることは多分ないんじゃないかなと思います、はい。

平岡（第二東京弁護士会） 今、最後に話ししていただいた双方向性というか、コメントを求めている人からクレームに近いものをつけられるという話がありましたけれども、SNSだと炎上というのがたまにやっぱり起きて、それで見ても怖いと思うんですけど、森本先生は炎上したような経験というのはありますか。

森本（愛媛弁護士会） 炎上は、ちょっと幸いないんですけども、ただ、やっぱり幾ら敷居を低く、それで親近感を持ってもらう、投稿するといってもやっぱり弁護士ですので、やっぱりその立場での投稿をいろいろ考えないといけなくて、やっぱりこう議論が分かれるような事柄に関しては、もう投稿しないというふうにしてます。政治の話とか、あと人それぞれ信条

にかかわるお話なんかは、もう自分はこう思うということは、もう一切書かないようにしてま
すね、はい。

平岡（第二東京弁護士会） 考えようでね、こう炎上することによって注目を集めるという
方法もあったりもするわけなんですけど、あれですかね、一般的な弁護士にとっては、やっぱ
り炎上するというはそのプラスよりもマイナスのほうが多いっていう感覚なんですかね。

森本（愛媛弁護士会） 僕は、そう思いますね、やっぱり、はい。

平岡（第二東京弁護士会） 多分、もうもともと蓄積があって、何ていうんですかね、有名
人というか、先生だったりすると、ある意味その炎上によってより有名になるし、さらにその
炎上したって別にそれがその先生の落ち度ではないんだというのはもうみんながわかっていて、
蓄積で打ち消せるというか、そういう側面がやっぱりあるのに対して、我々のようなその無名
の弁護士にとっては、やはりその蓄積がないので、炎上したら炎上したとこだけが何か記憶に
残っちゃうっていうか、そういう側面がやっぱりありますよね、やっぱりね。だから、そうい
う意味では炎上は怖いと。

ただ、余り腰砕けというのもちっとどうなのという部分もあったりして、その辺はすごく
難しい。どの辺が一番、何ていうかな、その落としどころとしていいのかというのは常にある
んでしょね。

成松さん、その一般論として、その炎上事件で何か有名な話とか、さっきうまくおさめるこ
とによって利便性が上がるという話がありましたけど、何かそういうの、例として何かないで
すかね。

成松氏 インターネットを見ている人ですごく多いのが、その釈明とか弁明みたいなもの
に対する嫌悪感って物すごく強くて、いや、それは本当は違うんだけどみたいなことを説明しよ
うものなら、こう一気にたたみかけてくるということがよくあるんですね。それで、その炎上
対策というか、基本ぶれない、何言われても変わらないとかですね、変に言いわけしないで、
本当に自分が間違っていたらごめんなさいというのが、一番、炎上をうまくおさめる方法とし
ては、一番、こう何ていうのか、格好いいというかですね、周りの評価が上がるというです
ね。変に、こう、いや、ここの部分のここの部分だけは違っていたんだけど、ほかの部分は僕
の言っていることが正しいみたいなことをやり始めるとですね、そもそも議論じゃないん
ですよ、ああいうのって。ほぼ、意見表明とか、こうディスり合いみたいになってしまう
ので、やっぱり基本的には、何ていうんですかね、こう正確性を余り求められていない
ので、態度としてぶ

れないっていうのが一番こう大きいのかなと。

あとは、この先生はこういうキャラの人なんだなという、こう、ふだんの発言から、こう、先ほど森本先生も言われてたんですけど、この方はふだんからこういう方なんだと、その「いいね！」とか、十回に一回ぐらいしかしないな、この人はとかですね、そういうこうキャラクターが身につけていると、ああ、いつものことですよってということで終わるので、やっぱりこう変にキャラがぶれたり、変にちょっと言いわけがましくなると、途端にこう、みんな、牙をむいてくるということになるので、一番、炎上回避としていいのは、もう間違っていたらその場でもう、間違っていた部分に関しては間違っただと、それで余りこう細かく説明しないというのがいいのかなと思います。

平岡（第二東京弁護士会） なるほど。ありがとうございます。参考になります。

それで、ここまでで、一応、時間がちょっともう迫ってきてましてですね、続けられないんですが、何かご質問等、それから意見表明されたい方、もしいらっしゃったらですね、ご発言いただきたいんですが、いかがでしょうか。私はこんなふうに使っているよとか、そういうものでもいいですし、何かございますでしょうか。

会場にいらしている 先生、有名人ブロガーとしてはどんなご意見をお持ちですか？。

先生 いや、きょう、非常に参考になるお話聞けて非常によかったんですけども、ただ一点申し上げたいのは、なかなか効果って出ないんで、まずは地道といっちゃ言葉はあれなんですけれども、できるところから始めて、こつこつやっていると。そうすることによって周りに認めてくれる人はいるかもしれないし、じゃ、仕事を頼んでみたいなという人もいるかもしれない。そういう感じでやられるとよろしいんじゃないだろうかなというふうには感じましたけれども、はい。

平岡（第二東京弁護士会） すみません、突然振って。

先生 どうも、失礼します。

平岡（第二東京弁護士会） 突っ込んだ質問していいですか。

やっぱり 先生は、非常に露出が多いわけですけども、現実的に、マーケティングとして何かその役に立つことってあるんですか。

先生 マーケティングということは、全く意識していないわけじゃないですけど、ほとんど意識してなくて、私どもは毎日あったこととか、感じたことを書いているだけなんですけれども。ですから、余りそういうのを意識を、少なくともそれを前面に出すような、先ほど話出ていましたけども、そういうふうにしてしまうと非常に嫌がられるので、まずはやはり、

こう、世の中に役立つ情報を、やっぱり弁護士というのは、そのいろんな、皆さんに役立つ情報を提供できるわけですから、事件について例えばコメントするとか、そういうふうなことをするだけでも、結構、皆さんが参考になるというふうに喜んでくださる方もいらっしゃるんで。まず、やっぱり、こう、皆さんに役立つ情報を発信していくという、そこが非常に重要で、それがマーケティングにつながっていくこともあるということではないかなと、そのように思っています。

平岡（第二東京弁護士会） なるほど。

先生 いえいえ、どうも。失礼しました、どうも。

平岡（第二東京弁護士会） すみません、突然振って、ありがとうございました。

そのほか何か、ご発言、どうぞ。

会場発言者 どうも、きょう、ありがとうございました。

森本先生にお聞きしたいんですけども、先ほどちょっとFacebookを見ないで先生の法律事務所のページを拝見させていただいて、あと先生のお名前を検索すると個人用のあのページ、もう持っていらっしゃるって、それは多分使い分けていらっしゃるんだと思うんですね。それで、法律事務所のページだったらみんな適当に「いいね！」って押していけますけど、個人のものについては、承認しないと友達にならないという違いがあると思うので、それぞれどういうふうな使い分けを意識してされておられるのかについて、具体的な方法というか、お考えをお聞かせいただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

森本（愛媛弁護士会） はい。僕は、どっちかという、やっぱりそのFacebookは、そのリアルなつながりにつなげるこゝ橋渡しとして考えてますので、多分個人のアカウトとFacebookページ比べますと、もう個人のアカウトの投稿のほうがもう圧倒的に多分多いです、あと、そのいろんな方との交流ですかね、コメントを含めた、その「いいね！」も含めた交流はもう多分個人のアカウトのほうが圧倒的に多いと思います。

それで、今回SNSの中で、ちょっとブログは入っていないんですけども、僕も、多分ブログは4年前ぐらいからこうずっと継続しているんですけども、結構ブログってこう記事がこう蓄積されていきますし、検索なんかにも、結構過去の記事もひっかかりましたので、結構Facebookの個人のアカウトと結構ブログをこうメインに使ってますですね、はい。それで、中身からすると、さすがにちょっとFacebookページのほうは余りこうおちゃらけた内容のちょっとアップはちょっと難しいので、そういった内容で多少ちょっと使い分けはしておりますけれども、はい。

会場発言者 公開されてないほうには、かなりこう人には見せられないようなことが書いてあるわけですか。

森本（愛媛弁護士会） 僕は、でも個人のアカウントは全部もう公開設定しているの、多分、Facebookのアカウントを持っておれば多分見れると思うんです、友達でこう制限してないので、はい。

平岡（第二東京弁護士会） わかりました。

あと、1分ぐらいになってしまったんですが、何かぜひ言いたいとか、ご質問等がございましたら。

ないようですかね。

そしたら、はい。時間となってしまいましたが、最後の一言。

そのFacebookというのは、最初に申し上げましたとおり、今までの紹介体系というか、弁護士のその仕事が広がっていく、ある意味、パターンをですね、ネット上で展開できるいいツールかなというふうに思ってますので、ぜひこれを機会に、やってない方はトライされていただければと思います。

以上です。はい、ありがとうございました。（拍手）

司会（横山） ありがとうございました。

ただいまご登壇いただきましたのは、パネリストの成松広持さん、愛媛弁護士会の森本明宏会員、それからコーディネーターは平岡敦委員でした。ありがとうございました。

ただいまから昼食休憩にいたします。再開は1時を予定しております。

昼食を事前にお申し込みされている方は、引換券をお持ちの上、本館地下一階の「偕楽の間」にてお召し上がりください。引換券をお忘れの方は、一旦、一階総合受付にお立ち寄りの上、引換券の再発行を受けてください。また、事前にお申し込みをされてない方は、館内や周辺の飲食店等で適宜昼食をお済ませください。こちらの会場内では、休憩時間内に限り、ご飲食していただくことは可能ですので、こちらでも結構でございます。

なお、この後、先ほど申し上げましたように、ご紹介します判例検索サービスの比較に関してご協力いただきました各社様に、入り口出たところでブースを設置していただいております。毎回、シンポのたびに思うんですけれども、皆さん、中に入って聞いていただくんですね、外のブースをごらんになっていただく時間がなくなったりするものですから、ぜひお昼休みのときに、皆さん、ブース立ち寄っているいろいろ見てください。よろしく願いいたします。

また、ポートピアのホールの二階、三階には書籍販売ブースと、それから第17回業改シンポ

ジウムで紹介しました業務支援ソフトを提供されている業者さんのブースも設置いただいておりますので、ご興味のある方はそちらにもお回りください。

先ほどの繰り返しになりますが、会場内は指定の場所を除き禁煙ですので、この会場から一番近い喫煙スペース、会場を出て左側のところをご利用ください。

午後は1時からということをご予定しておりますので、1時になりましたら、またお戻りください。

どうもありがとうございました。

(休 憩)

司会(横山) ただいまより午後の部を開始いたします。

午後の部、まず初めとしてですね、「弁護士業務における情報セキュリティー」という、題しまして皆様にお話をいただきます。

まず、初めに、「弁護士業界におけるセキュリティー事故事例と法規制」というご報告を、先ほどもお話しいただきました第二東京弁護士会の平岡敦委員にお話しさせていただきます。

よろしくお願いたします。

平岡(第二東京弁護士会) はい、すみません。第二東京弁護士会の55期の弁護士の平岡と申します。よろしくお願いたします。(拍手)

では、早速ですけれども、まず午後はセキュリティーの話をするんですが、その前振りとしてどんな事故が起きているかということをお伝えしたいと思います。

一番直近ではメーリングリスト漏えい事件というのが、一昨年の12月ごろに起きまして、同時にたくさんの漏えい事例が明るみになって、ちょっと世間をにぎわした事件がありました。そのほか裏紙事件とか、ファクス誤送信事件とか、ブログ事件とかですね、各種取りそろえておりますという感じです。

まず、メーリングリスト漏えい事件というのはどういう事件かと申しますと、漏えいした情報は刑事事件の被害者の情報と裁判員候補者の名簿でした。事件のあった法律事務所では、事件ごとに担当者が複数いて、事件ごとにメーリングリストを立ち上げて、そのメンバーに担当弁護士や事務職員を加えて、それで情報を事務職員の方、それから弁護士、複数の弁護士等で共用していたんですが、そのメーリングリストのうちの一部がですね、非公開設定のつもりになっていたのに、実は公開されていました。

お粗末といえお粗末な話ですが、非常に守秘性の高い、刑事事件の情報と裁判員候補者名簿が漏れてしまったので、重大な事件でした。ただし、被害者の方から特に懲戒請求がされず、

かつ、会立件等もされませんでしたので、懲戒事案にはなりませんでした。

裁判員裁判法には処罰規定がありまして、故意の場合なんですが、裁判員候補者名簿ですとか、裁判員のその選定のときの意見書の内容ですとか、そういったものを漏らすと、懲役刑もある刑罰が科されることになっています。

この際、裁判所から、裁判員候補者名簿が漏れたということで、裁判員候補者名簿を渡している主体としてですね、要望が出されました。裁判所としては、もともと紙で手渡しをしていて、まさかデジタル化してみんなで共有されるということが想定していなかったもので、その点、非常に強く言われたということがありました。

それから、もう一つの問題点として、メーリングリスト、具体的にYahoo!掲示板というサービスだったんですが、そのYahoo!掲示板の利用規約を見ると、投稿内容については運営会社、Yahoo!がですね、無制限で複製や公衆送信もできるという権限が留保されている内容になっていました。今でもなっています。ですので、そもそもそのメーリングリストを利用することの是非が問われるべきであったと思います。

それで、この後、ことしに入ってですね、GoogleのGoogleグループという同じようなサービスにおいて、主に官公庁等で、同じようなパターンで情報公開されてしまうという事件がありました。それで、このとき弁護士の事件で、世間にある程度そういう問題点があることが伝わったという、私は、感覚があったんですが、やっぱり伝わってなかったんだなと気付かされました。

それから、これは過去の、もう少しさかのぼった事件になってくるんですけど、裏紙事件というのもありますと。二つありまして、一つは裏紙に印刷された記録を別の依頼者に渡してしまったという事件です。これまた刑事事件の記録で、被害者の氏名等を含む重大な秘密が記載された記録について、その事務所では不用になったいろんな事件記録を裏紙として使っていたのですが、その刑事事件の裏紙を、別の民事の事件に用いてファイルにとじ込んでしまいました。たまたまその民事事件が途中でトラブって、途中で終わってしまいました。それで、引き継ぎがあるので、依頼者の方にファイルを返してしまったんですね。その際に、通常であれば裏紙が入っていれば、裏紙の部分はコピーして裏紙ではなくして返すべきだと思うんですが、それを忘れてそのまま返してしまいました。もともと、トラブって途中で辞任するような事件ですから、依頼者の方からそれを問題にされて、懲戒請求をなされて戒告になったという事件でした。

それから、もう一つが、ファクス誤送信の裏紙事件というのがありまして、何らかの事件記

録について、それを裏紙として使っていました。それで、その裏紙を使った事件記録をファクス送信しようとした。ファクスは、ソーターにかけるとき裏表がありますけども、それを逆にセットして送ってしまったわけです。とすると、当該事件とは関係ないほうが送信先に行ってしまいました。また、これもたまた懲戒請求されてしまったという事案です。

それから、ブログ事件。これも、比較的近い懲戒事例ですけども、漏えいした情報は何かとありますと、辞任した事件の内容や処理方法、それから依頼者に対する評価ですね、こういったものが弁護士が開設したブログに書かれていました。ブログ、これは一般の人も見られる掲示板のようなもので、雑感や日記に書くようなものなんですけども、そこに辞任した事件の内容ですとか処理方法、それから依頼者に対するちょっと皮肉めいた評価を書いた。それで、依頼者の情報はイニシャルのみだったんですが、依頼者の方が見れば、それは私のことだとわかるような内容だった。それで、若干非難めいたことも書いてあったということで、その依頼者が懲戒請求をされて、それで弁護士としての品位を害する行為だということで業務停止1か月という処分が下されました。業務停止まで行くということですから、非常に厳しい内容だということが言えると思います。

今、こういった種々の事件が起きています。一昨年12月に刑事事件のメーリングリストが漏えいした事件のときも、そのほかにも弁護士会の各種の委員会のメーリングリストとか、そういったものもかなり公開設定になっていて、例えば人権救済を求めた若い少年だったか青年だったかの名前が入っていたりとか、それから刑事事件の被害者の手紙ですとか、何かそういったものがかなりオープンになっていたということがわかっています。

弁護士としてどういうことに気をつけていかないといけないのかというのは、この後、ずっと午後セッションで続くんですが、最初にちょっと情報セキュリティというと、大体今申し上げたのもその情報漏えいの観点が多いので、頭のちょっと切りかえという意味で認識をしていただきたいことが一つありまして、セキュリティというと三つの要素があると言われていて、今申し上げたような情報が漏えいするっていうものがもちろん一番なんですけども、そのほかにも情報が失われないということが一つの要素としてあります。要は、ちゃんとバックアップをとってなくて、それでパソコンが壊れてしまってバックアップをしてないことによって失われてしまいます。これも、情報セキュリティの事故の一つです。

実際、私も経験したことがあって、パソコンのハードディスクがクラッシュして、大変、往生したことがあって、復旧業者をお願いをしてですね、ものすごいお金を払って復旧してもらったことが実際にありました。幸い、全部復旧できたので、お金を使ったというだけのことだ

ったんですが、それにしても時間と労力とお金の無駄といったら本当にもう恐ろしいことだと思います。

それから、情報が正常に利用できることというのも情報セキュリティの一つだと言われていまして、要は改ざんがされないこと、不正なアクセスによって情報が間違っただけのものに変えられないこと、これも一つのセキュリティの要素だとされています。

ですので、こういったことをトータルに守っていくことが情報セキュリティだということになります。それと、対象はデジタルデータに限られてはいません。紙ベースのものも情報です。弁護士は守秘義務があるから、紙のものをなくさないのは当たり前だというようなご意見もあるかとは思いますが、紙も含めたトータルなものとして捉えていただく必要があると思っています。

最後にですね、弁護士に対する法規制を簡単に通覧しておきますと、大きく分けて故意と故意過失を処罰する二つの類型に分かれるのではないかと思います。それで、故意の方は秘密漏えい罪の刑法、それから裁判員法第109条の候補者名簿等に関する秘密保持義務、それから弁護士倫理に属することかもしれませんが、職務基本規定第23条に秘密漏示を禁ずる規定というのがございます。セキュリティという場合は、普通は過失によるものがメインターゲットだと思われるので、この故意犯のほうは若干外れてはくるんですが、過失については、弁護士法23条に秘密保持義務が定められていて、弁護士職務基本規定18条に事件記録の適切な管理義務が規定はされております。こういった規定をですね、皆さんも一度よく見ていただいて、何が弁護士にとって求められているかを確認していただければと思います。

もろもろの事故等を踏まえて、日弁連においては弁護士業務における情報セキュリティに関するワーキンググループというのを設置して、セキュリティに関するガイドラインを策定しております。ちょっと、手間取っていてまだ確定できなかったんですが、これが今策定中で、あと最後のほうに時間があれば少しご紹介したいと思っております。

司会（横山） 平岡委員でした。ありがとうございました。

続きまして、「弁護士にとってのリスクと対応方法（リスクポイントの回避方法、典型的法律事務所の業務フローと対応策等）」と題しまして皆様にお話しさせていただきます。

どうぞ、ご登壇ください。

では、ご紹介申し上げます。

まず、皆様からごらんなられて右手、独立行政法人情報処理推進機構技術本部セキュリティセンター情報セキュリティ分析ラボラトリーラボラトリー長の小松文子様。

小松氏 小松でございます。よろしくお願いいいたします。（拍手）

司会（横山） 同じく、情報セキュリティ分析ラボラトリー主任の花村憲一様。

花村氏 花村です。（拍手）

司会（横山） 今度、左手ごらんになっていただきまして、第二東京弁護士会の宮内宏会員。先生は、元NECC&Cシステム研究所研究部長であられた経歴をお持ちの方でございます。

では、よろしくお願いいいたします。（拍手）

平岡（第二東京弁護士会） 最初に、平岡から、このメンバーでセキュリティーに関する研究が始まった経緯をちょっとだけご説明します。

まず、独立行政法人情報処理推進機構というのは、もともと経産省の所轄団体だったんですが、今は独立行政法人になっています。それで、皆さん、ご存じかもしれませんが、情報処理試験というのがございまして、そういった試験の運営もやっていたりするんですが、あと未踏プロジェクトといって天才プログラマーを発掘するような仕事だったりとか、いろんなことをしております。その中の一部門として、セキュリティーに関する統合的な立案とか、知識の普及、そういったことをしている部門があります。それが、そのセキュリティ分析ラボラトリーで、そのラボ長と主任の方にきょうは来ていただいています。

プロジェクトは、我々日弁連側の弁護士業務改革委員会のメンバーである横山、平岡、それから宮内先生、この3名と小松さん、花村さんで、十回ぐらい集まっているんな検討を重ねてきました。昨年12月からずっとやっておりまして、作業内容としては、どういう情報セキュリティー上のリスクが法律事務所にあるのかという分析、業務分析をしてそのリスクを洗い出し、どういう対策をしたらいいのかということをお話ししてきて、さらに会員の皆さん、全会員にアンケートをお送りしてその調査を行い、その結果を分析したりという作業を行いました。そういった作業内容をきょう発表したいと思っております。

最初に、アンケートの分析結果を花村さんからお伝えいただき、その後、IPAが考えているセキュリティーの内容について小松さん、最後に宮内先生という流れになっておりますので、よろしくお願いいいたします。

花村氏 はい。それでは、花村のほうから、弁護士さんに向けて実施したアンケートの結果、あとですね、IPAで実施した一般のインターネットユーザー向けのアンケート調査、それとの比較した結果をですね、ご紹介したいと思います。

お手元の基調報告書のほうで言うと、135ページからがこの内容になっています。若干、その資料と順番が変わってますけれど、先にこちらのアンケート結果から紹介したいと思います。

まずですね、先ほど平岡先生から事件事例等ご紹介がありましたけれど、実際の弁護士さんであるとか、一般のインターネットユーザーの方ですね、セキュリティ対策をどの程度実施しているのかとか、あと実際被害に遭われているのかどうかというところの実態を把握するために、このような調査を行いました。向かって左側がI P Aの調査になりまして、これは昨年やったものですが、5,000件の回答を、有効回答をそろえています。それで、ことし5月から7月にかけてですね、日弁連に所属されている弁護士さんを対象としたアンケートを実施しまして、こちらはこの表にあるとおりですね、20代の方から70歳以上の方まで475件の回答を得られています。

じゃ、次のシートに行きます。それで、まず前段階として、基本情報として、パソコンの習熟度というのを聞いてます。皆さん、どの程度パソコンを使いこなしているのかということなんですが、大体、一般の方と弁護士さんの方とは同じような傾向になっていまして、大体真ん中の、何ていうんですかね、上級、中級レベルの方が多い印象にはなっています。ですので、パソコンを使っている方はもうほぼ普通にといいか、当たり前のように使っている方が、この回答者の方の中では非常に多かったのかなと思います。

それで、続いてですね、セキュリティの被害経験というので、こちら、I P Aのアンケートと弁護士さんのアンケートで共通している部分だけをくくり出しています。こちらによると、まずウイルスに感染したとか、ウイルスを発見したことがあるという回答者の数は、弁護士さんのほうが多かったです。それで、このグラフが、左側がI P Aで、右側の赤いのが弁護士さんのデータになります。

それで、あとは、左から三つ目の大量にメールが送られてきたとか、迷惑メール等ですね、こちらは弁護士さんのほうが受け取られている数が少なく、一般の方よりも大分迷惑メールを受け取られるというケースっていうのが少ないのかなというデータになってます。一番右側ですね、セキュリティ上の被害には全く遭ったことがありませんという回答が、大体、弁護士さんのほうで半数弱ぐらいと、こちら一般の方よりは若干多いようなデータになっています。

それで、被害経験があって、続いてですね、セキュリティの対策はどの程度されているのかと。ぱっと、こちらグラフ見ていただければわかるとおり、基本、全部の項目でですね、弁護士さんのほうが対策の実施率が高いと。それで、特に左から二つ目のセキュリティソフトの導入に当たって、については、もう9割弱の方が導入されていて、非常に高くなっていると。それで、後で、最後のほうに出てきますけれど、一番右側の二つの項目、例えば不審な

メールの添付ファイルを開かないとかですね、あとはよく知らないサイトからファイルをダウンロードしないという、こう普段から意識的に気をつけていかなければいけない項目、こちらについてはさらに一般のユーザーよりも高い意識になっていて、セキュリティーに、何ていうんですかね、関する意識というのは一般の家庭より、大分、弁護士さんのほうが高くなっているのかなと思います。

それで、続いて、パスワードの設定、ことしに入ってからパスワードを盗まれて、一つのサイトで盗まれて、ほかのサイトで成り済ませられ利用されてしまうという被害がもう数えられないくらいすごくたくさん起きてます。このような事件が起きている中で、このパスワードの設定方法について聞いたところ、ログインパスワードを設定しているというのは大体6割、66%、弁護士さんのほうが高いと。ただ、パスワードを定期的に変更している、こちらについてはどちらも十数%と低いんですが、こちらは一般のユーザーの方よりも低いという結果になっています。

それで、本当はですね、IPAのほうの調査ではパスワードを使い回しているかどうかというのも聞いているんですけど、やっぱりパスワードを非常にたくさんのサイトでいろいろ管理しなければいけないというところで、パスワードを覚えられないということで使い回している方はかなりたくさんいます。ちょっと、残念ながら弁護士さんのこのアンケートでその質問がなかったんで、ここでは比較してないんですけど、パスワードの使い回しってというのは非常に危険なところがありますので、パスワード設定するとともに、サイトごとに異なるパスワードをつけるっていうのは、非常に大事なことになってきています。

続いて、はい、スマートフォンの対策状況というのも聞いてみました。こちら、きょうご参加されている方で、スマートフォンとかタブレットを使っている方っていうのは、どれくらいいらっしゃるでしょうか。ちょっと、手を挙げていただけますか。

すごい高い保有率になっていて、一般の方だと多分今現在5割いくかいかないかぐらい、今、大体9割以上といった感じなので、非常に、皆さん、使われていると、進んでいる感じがしますね。

それで、こちらのスマートフォンの対策状況については、やっぱりパソコンと同様にですね、弁護士さんのほうが進んでいる結果になっています。それで、この中でも特に左から二つ目ですね、この信頼できる場所、まあ、果たして今信頼できる場所があるかっていうと、なかなか難しい点もあるんですけど、基本的に公式サイトは安全だという認識のもと、やっぱり公式サイトからインストールするという方が非常に多くなっていて、こちら8割ぐらいですね、一

般ユーザーの方より多い。

それで、特に、そうですね、弁護士さんの方とかだと扱うデータが、また機微なデータが多くなってくると思うんですけど、右側の二つの項目ですね、リモートロック等の不正利用防止機能、こちらどこかで紛失したとか、盗まれたとかいう場合に、外部から、まあ、要するにリモートでその端末をロックできるかどうかというこの機能を使っている方というのが一般の方より多いですけど、やっぱり三割程度というところで、やっぱり扱うデータがデータなので余り漏れてはいけない、本当に漏れちゃいけないデータが入っていると思いますんで、こちらの実施率をもうちょっと高めていく必要があるのかなと思います。

それで、その一番右側のパスワードやパターンによる画面ロック、こちらも当然対策といえは対策なんですけど、七割ぐらいの方がこの対策をされている。まあ、一般ユーザーの倍以上ですので、ここは意識をやはり高く持たれているのかなと。意識がせっかく高いので右から二つ目の対策のほうもですね、もっと上げていってもらいたいなっていうところが、感じているところであります。

それで、続いてですね、被害経験の有無と属性ということでアンケートデータの統計分析をしてみました。こちらの左側に書いてある属性というのが、属性とか対策項目、こちらに対して右側でプラスとマイナスと書いてますけれど、プラスは被害確率を高める要素になっていた、それでマイナスというのはそれをやっていることによって被害確率を低減する対策になっていたというところで、ここで要するに活発に利用している方はそれだけリスクに遭う可能性も高いので、若干そういう傾向は出ているんですけど。きょう、午前中にありましたように、SNSを使って交流を広めるといふか、お客さんを獲得するとか、情報発信するとか、そういう使い方をしている方のほうが、実は被害に遭いやすいというような傾向が出てまして、非常に便利なツールではあるんですが、使う際には、まあ、ツイッターとかFacebookで被害に遭うっていうには限らないんですけど、こういう使う方は結構安易にクリックとかもされがちなのかなというところがあって、十分データの使い方、意識を高めて使っていただきたいなと思います。

それで、一個だけ被害を低減する要素として、統計的に優位な結果になったのが、一番下のファクスを送信する前にテスト送信をするっていう、より慎重な対策をとってる方っていうのが被害確率を低減する、マイナスに影響するっていう結果になりました。それで、これは統計的に分析してみてもはっきり優位だというふうに出た結果だけ集めていますので、ほかにやっている対策が全く役に立たないとか、そういうことではありませんで、こちら、参考程度に見て

いただければと思います。

それで、続きまして、こちらは参考ということなんですけれど、IPAで実施したほうの5,000件のデータを使って、同じように被害と属性について分析した結果がこちらになります。弁護士さんのアンケートデータよりもいろんな傾向が出ていまして、被害を低減するっていうのは黒い三角のですね、下向きの三角の項目になってます。ここで、情報収集とかですね、処理能力っていうのがありますが、要するに情報を扱う、認識する、理解する能力が高い人は被害確率を下げる確率が高くなっているっていうのは当たり前の結果だと思うんですけど、あともう一つ下の意識的なセキュリティー対策っていうのが、先ほど弁護士さんのほうの対策でも紹介しましたが、不審なメールを開かないとか、不審なサイトからファイルを安易にダウンロードしないとか、こちらの対策をやっていると、被害確率を低減するっていうのは明らかに数字として出てきています。

それで、参考は参考なんですけど、こちら三つ目に自信過剰という項目を用意しています。こちらは、一般のユーザーの方に、こういう用語を知っていますかっていうの、例えばウイルスとかフィッシングとか、あとは、何ですかね、架空請求とか、そういう単語を知ってますかっていうのをイエス・ノーで聞いていて、その後にその各項目についてマル・バツクイズを出して正しく理解しているかどうかっていうのを聞いて、その二つの設問を用いて、まあ、自信過剰かどうかっていうのを判定しているんですけど、自信過剰の人は被害に遭いやすいというような結果が出ています。こちらは、当たり前といえば当たり前なのかもしれませんが、全ての方に適用されるのかなと思いますので、インターネットの世界で、スマートデバイス、スマートフォン等使うときはですね、慎重に使うようにしていただければなと思います。

それで、その他いろいろ各項目出てますけれど、こちら、参考程度に見ていただければなと思います。IPAで分析した結果については、こちらで紹介を終わります。

平岡（第二東京弁護士会） 小松さん、お願いします。

小松氏 はい。私のほうから、お手元の資料の125ページなんですけど、一般的な、最近世の中で起きている情報セキュリティーのインシデントや事故について、少し、ご紹介したいと思います。その後に、私どもが企業の皆さんに対してリスク分析をお願いして、それで対策をとってもらうんですけども、一般的なリスク分析というのはどういうものかというのをご紹介したいと思います。

情報処理推進機構IPAにつきましては、先ほど平岡先生のほうからご紹介いただきましたので、この辺は資料をごらんいただければよろしいかと思います。最近のインシデント例から

始めます。

最近のインシデント例なんですけれども、よくあるものを上げてみました。標的型攻撃とマン・イン・ザ・ブラウザという攻撃によるIDの窃取，それから不正アクセスによるID窃取と不正ログイン，スマートデバイスの不正アプリ，スマートフォンを使っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるのです，少しご利用いただければいいと思います。

それから，先ほど，平岡先生のほうからも，セキュリティーというのは，正しくデータをきちんとバックアップしておかなければいけないんですよというのがありましたけれども，最近はそのクラウドにデータをアップして，それでそのデータを使うというような使い方というのが結構あるんですが，クラウドも過信してはいけないというようなインシデントがございます。

次のスライドをお願いします。

標的型攻撃，ターゲットアタックというものですけれども，これはもうかなり狡猾なものでして，特定の組織，個人をターゲットにした攻撃です。メールなどで，さもなりそうなメールで騙されるんですけれども，メール内のURLをクリックしたり，添付ファイル読み込みなどによってウイルスに感染しましてデータなどがとられてしまいます。それで，こんなんでも有名になっても困るんですけど，なぜか独法でして，IPAも独法なんですけど，宇宙航空研究開発機構，JAXAや日本原子力研究開発機構等，農水省もありましたね，などで情報漏えいという事例がございました。

情報セキュリティセンターというのが内閣官房にあるんですけれども，政府機関6万人，そこが音頭を取って政府機関6万人を対象とした訓練ですね，標的型攻撃の訓練メールを出したということがあります。これは昨年やったんですが，10%の人がクリックしてしまう。メールで来た添付ファイルやURLっていうのをあけてしまうというような，そういう現象がございます。

それで，最近はですね，青い四角に書かれているんですけれども，ばらまき型っていうって，一回多量にばらまくっていうものよりも，やりとり型ですね，何回かやりとりをして相手を信じさせて，それで，今から，さっきお話ししたこのファイル送りますとかって言って，やりとりをしてそのファイルをダブルクリックしてもらおうというような，そういうものが増えてきているというふうに言われています。

これはその投影用でして，資料にはないのですが，ここに書いてあるようにですね，弁護士の先生方も人ごとではないんじゃないかなというふうに思われます。その差出人やメールの文

面の詐称だけではなくて、送信先のパソコンに不正アプリを仕込むことを目的としていますので、いかに添付ファイルを開かせるかというのに腐心しているわけですね。それで、例えば、皆さんに、その日本弁護士連合会事務局みたいなアドレスからですね、メールが来ていたとします。それで、タイトルが、例えば何期同期会名簿についてみたいなそういうタイトルがついていると、思わずあけてしまうんじゃないかなというふうなことです。それで、アイコンも偽造されてますので、エクセルファイルのように見えてたり、ワードのように見えてたりするんですが、実は実行ファイルだったというようなことはよく起こるといえるか、普通に起こっていますので、ぜひご注意いただきたいということです。

それで、次のページにあるのが、これも投影用なんですけど、これはそのIPAに実際に来たメールなんですけれども、事務系職員連絡網について別添のとおりお送りします、情報処理推進機構というふうに来ていました。差出人を見ますと、アットマークの次がaol.comになってまして、IPAはガバメントのドメインを持っているんですが、IPAのドメインから送られているものではないと。その添付されたファイルのプロパティを見ますと、これは実行ファイルなんです。これはワードのアイコンのように見せていると。ですから、かなり慎重に、その差出人は誰で、どういうファイルが添付されているのかということを確認しないと、普通だったら、多分だまされるんじゃないかなというふうな状況です。

次ですが、最近インシデントとしてにぎわっているのがネットバンクの不正送金の被害でございます。それで、知らぬ間にPCに取り込まれたウイルスによって表示されるための入力画面でだまされるということで、過去、フィッシングサイトっていうのは、サーバーにサイトが作られてを訪問するですけども、この場合はですね、ウイルスがブラウザーにそのサイトを表示させます。ですので、攻撃者側から見るとサイトをつくる必要がないということで、効果というか、だましやすいいろんなものなんです。それで、現在のところ、恐らく、今ここに書いてあるのが7月までは3億6,000万円っていうふうに警察庁が発表してますけれども、たしか7億6,000万円ぐらいに、ことしは、もう既になっているというふうなことです。

それで、次が不正アクセスによるID窃取です。IDパスワードの脆弱性というのは非常に深刻になってまして、皆さん、あちこちにそのIDパスワードっていうのを登録されていると思うんですけども、そのIDに、例えばメールアドレス等を登録して、あちこちのサイトのIDにメールアドレスを登録したりしますと、一つのサイトを攻撃されて、そのパスワードも盗まれると、別のサイトにその情報でログインを試行されますので、こちらに書いてあるように、ことしの春から非常に多くのインシデントが起きています。

それで、これは先ほど花村も申し上げましたけれども、シングルサインオンっていう、よく言うんですけども、一つの使い回しですね、ID、パスワードの使い回し。とはいえですね、覚えられないじゃないというのが、本当にあちこちから言われておりまして、IDとパスワードというのをどういうふうに管理をしていくかというのは、今、非常に大きな問題になっているところですよ。

次が、ちょっとショッキングかもしれないんですが、スマートデバイスの不正アプリです。お話は聞いたことあるかもしれないんですが、例えば電池性能改善しますよであるとか、動画ゲームのコツを伝授しますっていうような、そういうアプリがたくさんありまして、それでそれをインストールしてしまうと、その電話帳、そのスマートデバイスにある電話帳ですね、連絡先の中に入っているアドレスが全部抜き取られるというようなことが起きています。

次、これも投影用ですが、2012年9月にシマンテック、セキュリティーベンダーですけども、シマンテックが、こんなものがあるから気をつけてねっていうふうに公開しています。ことし7月下旬に、東京のIT会社の社長ほか9名が逮捕されたんですが、これはですね、安心ウイルススキャン、さもセキュリティーに気をつけている人に、何かそそるような、そういうアプリでございます。それで、これをダウンロードした人が1万人、それでその1万人の中に3,700万人の連絡先が入っていたわけで、先生方もその顧客の連絡先等がそのデバイスの中に入ってますと、こういう悪いアプリに盗まれてしまうということがあります。

次で、お願いします。

じゃ、どうすればいいのかというと、口コミなどのレビューを見て、それで判断しようという方はたくさんいらっしゃると思うんですが、これはもうやらせのレビューですから、もうこんな全然当てにならないということです。

たちが悪いのは、インストールのときに連絡先データを読み取りますよという許可を一応求めているんですね。それで、それを見過ごすとか、そういうことで、これたちが悪いと思うんですけども、ダウンロードすると、本当に安心ウイルススキャンなんかしないんですけど、もちろん。ちゃんと、きちっとその電子データというのがとられてしまう、連絡先データがとられてしまうというような状況になっています。

それで、これをどういうふうに防げばいいのかとって、先ほど花村のほうからもお話ししましたけれども、アプリのマーケットですね、正式なマーケットを信頼あるマーケットを使ってくださいということですね。

それで、次がそのクラウドの可用性、低下でございますが、セキュリティーの一つに可用性、

アベイラビリティというのがあります。クラウドというのが非常にはやって、みんなクラウド、雲の上にデータを置こうということで置いていたところですね、意外とそのクラウド上のデータ消失、サービス停止というのが相次ぎまして、ここに書かれているような事件が起きました。

非常に大きな事件はファーストサーバー事件ということで、2012年6月に、20日ですね、全部なくなったということで、復旧ができなかったというのがファーストサーバー事件です。それで、エバーノートを使っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、エバーノートは、それほど大きな事件じゃないんですけども、やはり事件がございました。

最後が、内部者による犯行です。これは不正競争防止法の営業秘密情報にも関連するのですが産業スパイ的なものですね。情報漏えいというような話になりますと、企業や組織のほうは内部不正について公開をしないというようなことがありますので、実は、こういうふうに関外に公表されるのは氷山の一角であろうというふうに言われています。内部者による犯行というのが多く行われているだろうというふうに言われています。

以上が、最近よく目にするというか、顕著になっているその情報セキュリティインシデントの例でございます。

ここからは少し、じゃ、どんなふうにセキュリティを守っていけばいいのか、情報を守っていけばいいのかということで、まずはその情報セキュリティのためのそのリスク分析をしましょうということを、私どもが、普段、一般の企業にはお願いしております。一般企業ですので、私の後に宮内先生のほうから、弁護士業務についての分析をしていただいているんですけども、一般的にはこういうことをお願いしていますということでお話しします。

このプロセスは、NISTというアメリカの機関が策定しているものなんですけれども、脅威や事象を特定し、脆弱性という、弱いところや状態を特定しということで、幾つかのこうプロセスがあって、それでリスクを決定しますということでございます。そのリスク分析をしないでやみくもにやっても、どの程度、その対策をすればいいかわからないので、これは非常に高いリスクであるということですので、これは保留しておいてもいいということですので、リスク分析が非常に重要でございます。具体的にはその次に書いてあるように、まずその情報資産と脅威を抽出しまして事故の発生可能性とその影響を算定します。一般的にはこういうプロセスなんですけど、どんな対応をするかという決定をしまして、実行します。

最後に、見直していくというのが非常に大変大切でして、脅威はどんどん変化していきます

ので、今まで考えてもいなかったような脅威がどんどん出てくるということで、イタチごっこと言われるゆえなんなんですけれども、この見直しというのが非常に重要です。簡単にその一つ一つの具体的なプロセスをお話しします。

小松氏 重要な情報というのは何かということで、皆様のその身近な情報について特定をしてくださいということです。それはその会社経営に影響があるものだったり、大きな影響があるものであったり、設計図面とか、財務会計とか、個人情報とか、こういうふうに言ってますけれども、これらについて洗い出してくださいと言います。

どんなふうに洗い出すかという、台帳のイメージということで管理をするということです。簡単に言ってますけれども、恐らく多くの企業でここができてないんですね。その情報にはどんなものがある、それでこれは重要である、これは外に出してもいいっていう、そういうことをやっていくんですけど、まあ、ここができていないことが多い。

次に、その事故の可能性と影響ということで、その情報資産がどのような脅威にさらされているかというのを検討いたします。発生頻度ですね、頻度等の脅威が起こり得る可能性というのを評価いたします。その場合のその脅威が起こす影響、被害の大きさなどの影響度について評価するということです。この辺が悩ましいところでして、これが起きてきたら会社が立ち行かなくなるとか、そういうことがここでわかってくるというようなことです。

次が、これが9象限になっているんですけども、まずそのX軸が影響の大きさっていうのを言っています。それで、業務停止、業務効率が低下するだけの影響であるか、業務停止になってしまうか、組織の存亡にかかわるかっていうようなその三つの横軸と、縦軸で発生する頻度ですね、月に一回、年に一回、数年に一度っていうような形で、それぞれのこのマトリックスによって対応方針というのを変えていくということが一般的です。

対応方針の決定につきましては、会社としてその対応方針を決めます。例えば、その影響度が中ですね、それでたまに発生するというようなときは、そのリスクの低減をしてください、影響度が大きく頻発するときはリスクを回避してください、やり方を変えたり業務を実施しないということ。それから、影響度が大きいけれどもめったに発生しない、リスクの移転が必要で、他社に委託したり保険を掛ける、これは一般企業の例ですので、こういうことがあります。影響度が小さく、めったに発生しないというものについては無視するということもあります。それで、しかしですね、ただし想定外があってはいけない。リスクというのは、必ず最初にどこにこういうリスクあるということを特定するんですけども、あれは想定外でしたというのは、やっぱりちょっといけないということです。

対応方針のイメージとして、先ほど申し上げましたような、この辺では、それぞれについてどういう対応をするかというのをイメージとして書いています。

最後に、実行と見直しですけれども、何度も言いますけれども、その見直しが非常に大切ということです。また体制の整備と教育トレーニングというのが重要になりますよということを企業の方をお願いしています。セキュリティーについてはセキュリティーのその対策のその技術というのはすごくたくさんあるんですが、やはり最後は人間ですので、人間がそのダブルクリックしてしまうとかですね、そういうところで大きな穴があいてしまうということがありますので、そのトレーニングというのも非常に重要な一要素になります。

以上です。

平岡（第二東京弁護士会） はい、ありがとうございました。少々お待ちください。

宮内（第二東京弁護士会） はい。それでは、私、第二東京弁護士会の宮内でございます。

私のほうでは、IPAの皆さんからご指導を受けまして、弁護士業務において、どういうところにリスクがあるか、そういう分析をしてどう対応するか、そういうのについて少しやってみましたので、それをご紹介したいと思います。

なお、私は、先ほどちょっとご紹介にもありましたように、弁護士になる前は、セキュリティー技術の研究者をやってまして、そのころは暗号とか、認証とか、アルゴリズム、要は部品のことをやってたんですけれども、今回はちょっとこう、もう少し全体的なセキュリティーみたいなのをいろいろご指導賜りながら分析してきた次第です。それで、実際にこうやったらこんなふうなことが大体出てきましたというのを今回ご紹介したいというふうに思っています。それで、今回どんなことをやったかというのを最初にご説明します。

まずですね、こんな事務所でこんなネットワーク、こんなところで使ってる、こういうものを、何かモデルを決めないとはやはり具体的に策定できませんので、これをある程度決めまして、そこにおいてそのリスク分析をしました。

それで、こういう中でですね、一般的にネットワークやPC使ってればこういうリスクがありますよというのを、これ普通のオフィスと同じですけど、こういったリスクについてやったのと、あとは弁護士業務に密着したリスクとしまして、今回は訴訟に提出するその証拠書類、お客様から預かって、それでいろいろ分析、検討した上で、証拠として結果として出した、こういうものについて、この書類がどういうふうに扱われていって、各フェーズにどんなリスクがあるのかと、いわばその書類のライフサイクルっていうんですかね、そういうものについて検討しました。

あと、刑事事件なんかにおけるすごく重要なものについても、簡単に検討しています。それぞれ、各フェーズのリスクについて、先ほどご説明言いました影響度の大きさ、それから発生確率、こういったものを、ある程度えいっと決めたとこもございませうが、ここのを推定しまして、どういふ対策が必要かといふのを検討した次第です。順々に説明していきたいと思ひます。

まず、想定してあるネットワーク構成ですが、大体、弁護士が数人いて、ここので三人書いてございませうけども、それより少ない数の事務員がいて。それで、大体、これ一応気持ちとしてはAさんとCさんがボス弁で、BさんはAさんのアソシエイト、そのくらいの気持ちで見ただけであればいいと思ひます。それで、事務員さんがその事務所にて、事務室にて、金庫とかファイルとかもいろいろあると。それで、実は会議室には無線LANがつながってて、若いBさんはノートPC使ったり、Aさんという人は自宅でも何かこう使ったり、外部データサーバーにはメールやそのウェブがある、あるいは古い資料は外部倉庫使って、段ボールで入れていると。大体、こんなふうなことが多くの事務所さんでやっていたらいいことだと思ひますので、割と最大公約数的な事務所、それも小規模のものとしてここのを設定しました。

それで、ネットワークの構成上実施すべき細則、これはいろいろな本にも書いてございませうし、ここのをこらんになった方も多いと思ひますが、これ一般的対策として、ここの、これもIPAの方にある程度分析していただいたものをまとめたものでございませう。それで、脅威の種類としてはPCそのもの、それからメール、スマホやタブレット、ここの携帯機器、それから無線LANにおけるもの、それから自宅PC、ここのものが大きく分けると、ございませう。

PCにおける対策としては、先ほど来に何度もご説明がありましたけども、いわゆるマルウェア、例えばスパイウェアなんかが、ここののが出てくるのをどうするか、あるいはウイルス対策、ウイルス感染、ここののがあると思ひます。それで、これも一般的な対策でございませうので簡単に流しますけども、ここのそのよくないソフト、マルウェアに対する対策としてセキュリティーソフトを導入したり、不用意な実行を回避して、まあ、ここの対策をしていくと。

それから、メールの利用について、例えばメールのその不正利用とか成り済まし等についてはアカウント管理、パスワード管理を徹底すると。だから、スマホやタブレットについては、不正利用の防止等を行っていくということですね。これも、まあ、これも先ほど割と説明があ

ったことかと思えます。

それから、無線LAN、これもアクセスポイント、昔からいろんな使い方していますけども、ちゃんと暗号化して、変な人に使われないとか、あとこれ書いてごさいませんが、無線LANから入ってきて中のそのファイルサーバーに触れるとか余りしないようにするとかですね、かなり普通やっていらっしゃると思えますけども、そういうことが重要になってくると思えます。

それから、自宅から何か使うような場合でも、自宅のPCから何かするとき、自宅のPCがその情報漏えいの危険のある、何ですか、ウィンMXとか、そういうものを使ったり、そういうところでその家族と共同利用したりすると、非常に危険がございしますので、こういうところはしっかり守っていくと、こういうことが非常に必要になるかと思えます。

それで、ここからが本論でして、これは今のところをもう少し細かく書いたものですがけれども、ちょっとこういうデータですごく細こうございまして、お手元の資料には、これ表に載ってますので、お時間のあるときに、こちら、ごらんになっておいていただきたいと思います。それで、こういったネットワークを前提としまして、訴訟に関するその資料を、原本を預かって証拠化してくるときの脅威というのを検討してまいりました。それで、この表も大変見にくくて恐縮ですけども、これもお手元の資料にもありますので、見やすいほうでごらんになっていただければいいと思えます。

それで、大体どんなことをやっているといえますと、誰が、誰から、何か受け取るとか、どこから出してくるとかして、それで何をして、対象は何で、どこかに送るとすれば誰に送って、そういうときにどういう脅威があるか、こういうことを分析したものです。それで、一応ですね、こういったその業務に関して、大きく分けるとそのデータがなくなってしまう、書類が消失するというようなケースと、書類が外に漏れる、そういうようなケースが考えられますので、こういう脅威につままして影響を出せると、それぞれを考えたものです。

それから、かなり重要な文書として、これ重要文書っていうのは、要するにこれが漏れるともう取り返しがつかないような、何か非常に大きな影響があるような文書ってございましてね。非常に大きな秘密の、その会社の秘密があるですとか、そういうものについては少し別にその影響度というのを検討したりしてます。それで、こういったものを、各フェーズについて、これは私が考えたものですが、依頼者から受け取るところから証拠として出す、あるいは最終的にはもう廃棄していくところまでをずっとこう順番に並べていったものです。

それで、影響度につまましては、高・中・低ということで、訴訟の帰趨に取り返しがつかな

い影響を与えるもの、これが漏れたらもう負けちゃうとかですね、そういう強い影響のあるものが高、それから割と大きな影響があるものが中、それで一応影響はあるかもしれないけど大したことはないものは低、こういうふうに置いています。

それで、これをですね、まずどんなふうになっているかっていうのを絵にしたのがこちらです。お手元の資料は、これ色になってなくて、白黒です。非常にわかりにくいと思うんですが、太線が紙、細線が電子です。ここでは、この画面では赤い線が紙、黒い線が電子という形になっています。大体、どんなことをやってきたかというのを、簡単にお話ししますと、依頼者から、ある大事なその証拠の資料を、これ手渡しで、弁護士のほうへ全部持っていったと、渡りまして、弁護士から事務員にこれを渡して、金庫に保管すると。ただ、金庫にずっと入れておく閲覧するの難しいですから、PDF化して事務所内のデータサーバーに置いておくと。あるいは、事務所内閲覧用のコピーをつくってキャビネットに入れておきますし、弁護士Bは自分でもそう持っていたいで手控えをつくっていると。こんなふうな状況を考えています。それで、弁護士Aや弁護士Bはデータサーバーに入っているPDFをアクセスするということですね。

それで、これを今度、いろいろな検討を経て証拠を出すということになりましたら、証拠に関しましては、原本をコピーして、これ、皆さん、やっていらっしゃると思いますが、番号を記入するなり何なりをして、これ依頼者にはごらんに入れますけれども、恐らく通常はファクスでその裁判所と相手方の弁護士に送って、そこから、相手方の弁護士からは受領証がファクスで返ってくると、こういうことが非常に多く行われていると思います。それで、こういったものもあわせてPDF化して、それで訴訟の当日に、期日にこれを持って行って確認すると、それで帰ってくると。それで、こういうことで、いろいろなことがあって訴訟が終わりますと、コピー等については廃棄して、原本はお返しすると。

ただ、訴訟資料として持っている、その甲何号証とか、そういうふうになっているものは、一応保管をそのまま続けていると。それで、古くなってきたら保管場所を外部倉庫に移すと、こんなふうなことを恐らくやっていらっしゃると思います。それで、こういった全体の流れの、ここに番号こうついていますけど、この番号それぞれについて、一つ一つその影響度というのを考えてきたというものです。

それで、例えばですね、どこがいいですかね、この10番というところありますけども、これは証拠をいろんな人に渡しているところを書いております。それで、手渡しをするということでしたら、手渡しのとときにその漏えいするというのは非常に確率は低いでしょうと。ただ、郵送

とかメールですと、もしかすると送り間違いというものが生じ得ますから、漏えいの発生度というのは大きくなってくるんじゃないかと。このときに、普通のデータですと、訴訟にそれなりの影響があると。非常に重要な文書ですと高い影響度が出てくると、こういうことがあるだろうということがここに記した次第です。

それで、ちなみにこの証拠書類ですけれども、証拠として出してしまう前はかなり秘密度は高いですけども、相手方にそこでもう提示した場合は、それなりにその証拠の、何ていいますか、その漏えいのときの評価としては低くなったと考えてまして、証拠として出した後は比較的影響は小さいというふうに考えています。ただ、非常に重要性の高いものにつきましては、非常に荒くなります。その後も、依然としてその影響度は、漏えいの影響度は高くなってくるんじゃないかというふうに考えています。それで、こういうものについては、恐らく第三者への閲覧制限の申し立てなんかをするんじゃないかと思っております。それで、恐らく重要書類の場合には、これは後で説明しますけども、その書類をファクスで送るとか、郵送するというの、なるべく避けて、事務員さんが手渡しで裁判所やその相手方の弁護士に持っていくということが行われている、そういうふうに考えています。

それで、この重要文書の中には、ここは今民事訴訟のことを前提に考えておりますけども、刑事での裁判員名簿ですとか、身上調書ですとか、ある種の人に知られたくないような事件の被害者名ですとか、こういうものを、刑事のやつ的重要文書として捉えて、その後の分析はしています。それで、非常に重要なものにつきましては、ここ、どこが違うかということ、手控えとか、PDFというのをやめて、もう必ず原本をその金庫から取り出して見るようにするとか、そういうような対策も、まあ、あろうと思います。

それで、こういうところを含めまして、今の影響度の高・中・小、それから発生度の高・中・低ですね、これ発生の可能性というのは、先ほどありましたように、一月に一遍だったら高いとか、ほとんどなかったら低いとか、大体そのくらいの感じで、そのことは考えています。それで、普通のそのリスクの対応につきましては、この九つのエリアにつきまして、こういったことをやっています。両方とも高い場合には、リスクの回避ということで、例えばそういう書類を持たないとかですね、もっとひどいことを言うと、そういう仕事を受けないとかですね、回避というとそういうふうになってしまうんですけども、ちょっと必ずしも弁護士業界でそれができるかどうかはまた別の問題だと思っております。

それから、リスクの移転というのは、普通、保険とか、ほかの人に頼むとかですが、これも移転できるものとできないものとございますので、弁護士連合会の場合には、そのリスクの回

避不可能なもの、つまり誰かは引き受けなきゃならないし、誰かは見て持ってなければならぬような書類も必ずありますから、そういうものにつきましては、回避は基本的に不可能ですので、少しでもその発生確率を下げていくと、そういうことを狙わなければならないと。

それから、リスクの移転につきましても、多くの弁護士の先生方は責任保険等に入っていると思いますけども、お金で解決しないような問題ももちろん世の中にはたくさんございますので、そういったところにつきましても、ほとんど起きないようにすることでさらに気を引き締めてリスクを低くしていかなきゃならないと、こんなふうに考えています。

それで、具体的にどんなものが、先ほどの絵の中でどのエリアに入るかというのを書くのは、この図です。それで、例えば発生可能性が割と高くで影響度も高いものとしましては、裏紙っていうの、最初のほうのお話で、平岡先生のほうからございましたけども、そういう、例えば裏紙として使うというような、そういうことも含めて重要文書のコピーしたものを、廃棄するときに漏えいしてしまう、こういうおそれというのは、割と大きなものとしてあるのではないかとこのように思っています。

それから、重要文書をメールやファクスで送付するときに、いわばその電話番号の間違いですとか、そのメールの間違いですとか、あるいはメールのその添付ファイルのそのつけ間違い、こういうのも、まあまあ、ありますけど。私は、重要なものじゃないですけども、前の月の請求書を間違えて送ってしまったとかですね、そういうことは、私でもありまして、先ほどの例で言うと、事故があったことがあるという人の一人なんですけども、そういうふうなことは結構あるんじゃないかと思っています。

それから、これ実際にあったことなので、ここに一応書いてもらいますけども、裁判員名簿等をそのメールに送ったときに、その設定によって漏えいするとか、同じようなことが多分DV被害者の中でもあり得ると、こういうことで、特に物すごく多いとか、毎日こういうこと起こるという意味ではございませんが、全体の中では比較的その発生確率が高いようなものをここに挙げておきました。それから、それに比べると発生確率は低くても、まあまあありそうなのが、手控えをちゃんとした管理してなくて、その辺にほったらかしてこう何かなくなっちゃうとかですね、どこ行ったかわかんないと、漏えいしているかもしれんですけど、そういうことがあるかもしれないと。

それから、郵送のときは相手のその住所とか間違えることっていうのは、ファクスなどに比べるとかなり少ないと思いますが、これも一枚張り間違えて違うところに送っちゃうということもなくなはないので、そういうことがあると。

それから、返却するときはその原本を返そうとして、何かいろいろまざり込んでしまったりして、その返すのを、そういうような形にしてしまうとか、そういうのはあるかと思います。

それから、刑事事件につきましては、被告人と自分だけが知ってて、ほかの人に絶対漏らしちゃいけないようなものを一人で扱ってて漏らしてしまうようなことは、あり得ることなんではないかというふうに思っています。

それから、発生確率が低いところでは、こういったものの手渡しですとか、ちょっと取り返しのつかないようなその書類をなくしてしまうとか、そういうの、あり得ることだと。それで、謝って済むことではないことの一つは、大事なその契約書の原本を、どこかこう動かしている間になくしてしまうとか、そういうの、皆さん、よく非常に気をつけていらっしゃると思いますが、あり得ないことではないと、こういうことがございます。

ほかに、影響度、中くらいのもの、小さいやつも一応まとめでございますので、この辺もごらんになっていただけるといいかと思います。

それで、こういうものに対するリスク対策というのを、それぞれに考えてきました。それで、きょう、その時間は結構限られておりますので、これ全部やりますと、すごい時間かかってしまうので、代表的なところだけをピックアップしてご説明したいと思います。

それで、まずこれ可能性と影響度が高いものから示してございますけど、影響の高いものとしては、コピーの廃棄時に例えば裏紙利用によるその漏えいとか、そういうものがございますので、当然、重要書類の裏紙を使うということ自体がそもそも間違っておると、私は思うんですけども、これは重要書類であるとか、そういうふうなことをしっかりその管理していない、そういうところに問題があるんじゃないかと。それで、これにつきましては、管理を徹底していくというふうにするしかないと思います。それで、こういった、例えば企業の運命にかかわるような重要な書類ですとか、そういうものを漏えいしてしまいましたら、これははっきり言って取り返しのつかないことですので、基本的には一般企業におきましてはそういうものを預からないっていうことになっているんですけども、弁護士の場合、それを預からないで商売できるかという、業務できませんから、結局は、こういった対策をより徹底して低減していくしかないのかなというふうに思っています。

それから、こういったもののファクスやメール送付による漏えいというのは、先ほど言いましたように、番号やメールアドレスの誤りによる誤送信というのが生じ得ますし、これはかなり急いでいるときなど、気をつけていてもメールアドレスを間違ってしまうようなことは、急いでいて、非常に忙しいときにはあり得ることです。それで、ファクス番号につきましては、

もちろん、皆さん、あらかじめ送っておくとか、登録したところにしか送らないとか、やるケースも多いかと思えますけども、間違えてボタンを押すことも、人には、ありますから、送ろうと思った人、隣の人に間違えて送ってしまうとか、そういうこともありますので、非常に重要なものについてはやはり手渡しを原則にするべきだと。そうしますと、こういうフェーズはなくなりますので、回避できると、こういうふうになるわけですね。それから、裁判員の名簿につきましても、同様なことが言えるかと思えます。このDV被害者等も、大体同じです。

それで、重要文書を、その手控えを持っていて、それで何かこう、どこか置いてきちゃったとか、そういうことはもちろんあってはならないことなんですけども、こういうこともないとは言えないようなものだと思います。これは、各弁護士がそういったものの手控え等の、自分が保管している書類をどのように管理しているかということにももちろんかかわるわけですけども、これは事務所に多くの弁護士さんがいれば、いろいろな方がいらっしゃると。そうすると、みんながみんな、物すごくちゃんとしているかということ、私なんか、結構自信のないほうなんですけども、なかなか管理が適当な人もいないかと思うんですね。そういう意味では、ある種のその書類というのは、しっかりこれ重要だということを、数人の事務所で指定してとか、そういうところがどこまでできるかって疑問がございますけども、大事なものは大事だというふうになるような形にして、手控えも、そういうのは禁止すると、そういうような形をとっていくことが非常に重要で、個人のそういったその管理に任せずに、組織としてちゃんとこういうものを管理していくというのがやっぱり必要になるのかなというふうに思っています。

それから、郵送による漏えいというのは、先ほど申し上げたとおりですね。それから、返却時のその消失とか、そういうのはこれあってはならないことなんですけど、これもそういうことがないように、十分なその時間をかけてしっかりと管理していくということになると思います。

影響の大きいものとしましては、原本なくしてしまうこと、こういうこと絶対あっちゃいけないということなんですけど、基本的にはその管理の徹底を行っていくということになりますが、やむを得ないところはやはりその責任保険でカバーしていくということも一応あり得るのかなというふうに思っています。このあたりも同様です。それで、この被害弁償の示談書とか、領収書って、これもう二度と取り返せないようなものだと思うんですね、これ。刑事事件で、弁護士やっているときに被害者からそういうものを受け取って、これを万が一なくしたら、もうこれ謝って済む話ではないですんで、普通はどうしようもないので、あえて言えば責任保険ですけども、普通はこれ移転できない、損害になりますので、こういうのも、強い、高い志を持って、疲れてるときでも、忙しいときでも、そういうことは絶対見逃さないような管理の徹底

というのは必要になってくると思います。

あと、証人尋問のCDというのは、非常に厳格なもので、これを裁判所から受け取る時には、非常にかたい管理をするというのの一筆書いて持ってくると思いますが、くれぐれもこういうのを注意していかなきゃいけないと、こういうところにあると思います。

あと、影響度が中や小のつくものも、細かいことですが、多くの場合に、管理の徹底をしてそのリスクを低減してくということが重要になってくるかと思えます。それで、非常に低いものにつきましては、ある程度のところ、例えば証拠提出済みの情報の漏えいというのが、もちろんあってはいけないんですけども、このあたりはある程度は持っておくと。これ、コストパフォーマンスの問題として考えることもできるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、ずらずらと述べてきましたけれども、一般的には、発生可能性が高くて影響度が高いものにつきましては、なるべくその回避するということがとられているですね、一般の企業ではそうです。そもそも、そのようなリスクを負わないようにするということがとられています。ただ、弁護士の業務についてはそういうことができないことも結構ありますので、こういうところでは、非常にかたい管理をしてリスクを軽減していくしかないんじゃないかなというふうに思っています。

それから、発生確率が低くて、でも影響力が高いものについては、これ一般的にはリスクの移転というのが行われていますけども、弁護士の場合は、やはりこれはさらなるそのリスクの低減ということをしていく必要があるかなというふうに思っています。

それで、発生可能性が低くて影響度低いものにつきましては、一般的にはリスクの保有とあって、それはいざとなったらお金払いましょうということも世の中ではあり得るんですけども、弁護士によっては評判にもかかわりますし、あえて言えばその懲戒の対象にもなり得ますので、さらなるリスクの低減を行っていく必要があると。

それで、今のをまとめますと、基本的には世の中ではリスクの回避やリスクの移転というものをやっているところがございますけども、リスクの回避、あるいはその回避不可能なものもあると思いますけども、こういったものにつきましては、発生可能性を少しでも低くして、そのリスクをどんどん減らしていくということが、弁護士の業務においては非常に重要になっていると思います。一部の重要なそういったリスクにつきましては、保険の対象で何かカバーするとか、そういうこともありますけど、これは限定的なカバーにしかならず、やはり取り返しのつかないようなものというのを、私ども持っているわけですから、そういうものをしっかりした管理、しっかりした意識を持って管理していかなければならないのではないかなという

ふうに考えています。

私どもでは、今回、ある種のこの文書につきましてライフサイクル全体を長い目で見たところ、弁護士のその業務につきましては、こういうところ注意しなきゃいけないんじゃないかということのを個々について調べたのと、こういったちょっと普通のリスク管理とは違ったところがあるんじゃないかということのをわかってきたという次第でございます。

私からは、以上でございます。どうもありがとうございます。（拍手）

司会（横山） どうもありがとうございます。

続きまして、このまま登壇者の方へ残っていただきまして、平岡委員にまた参加していただきまして、今の内容についてのまとめ的なお話と、あと質疑応答をお願いしたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

平岡（第二東京弁護士会） ちょっと、今の話をちょっと敷衍して、話をしたいんですが、弁護士は実体法と手続法の世界に生きていて、法律があらかじめある中で物事を考えていくというその思考方法になれているので、なかなかこのセキュリティーの世界の物事の捉え方というのがずっと入ってこない部分があって、きょうの話も、じゃ、結局何をすればいいんだという、今、疑問符が皆さんの頭の中に、皆さんの中にあるんじゃないのかなという気がするんですね。

それで、その部分をちょっと説明しますと、先ほど宮内先生のほうから説明がありました、こういうプロセスフローをつくって分析をしたんですけど、これは何を言いたかったかといいますと、ここで原本預かりという一つの、こうケースを考えて分析をしたんですが、これは何もこの全ての弁護士がこれを必ずやっけていて、同じようなリスクがあってという話ではなくてですね、あくまで一般的なもので、必ずここで書かれたリスクが生じるというわけじゃなくて、個々の事務所ごとに考える必要があるということなんですね。それで、例えばある事務所では、依頼者が入ってきて会議室に行く途中に金庫が置いてあったりすると、それはこの格納のところなんです、通常よりも大きなリスクがあるっていう分析をすることになるんです。

それから、もう一個例を言えば、例えば証拠をつくってファクスで直送するときに、相手方と裁判所に送りますというときに、このファクスを送るときに、例えばこのファクスを送っている事務職員のDさんは、過去にファクスの送り間違いを三回したことがあるというような事例があるとしますね。そうすると、このファクス送信は非常にリスクが高い行為だということになってきます。ですんで、そういうふうな事務所ごとによってリスクって変わってくるんですね。

その他にも事務所ごとのレイアウトだったりとか、書類の流れなどのプロセスを考えたときに、会議をするその事務所が、壁が非常に薄いとか、それからオープンプラで会議をしているとなると、その会議の内容がほかに漏れるリスクというのがまた高まってきますというようなことがあったりして、とにかく事務所ごとにリスクを考えます。それで、リスクに応じて事務所ごとのルールをつくって、それを検証していくというような、法律家が所与に法律を与えられて、その法律に適合するかどうかを判定していくという業務ではなくって、自分たちのそのセキュリティーリスクを考えて構築していくというやり方になってくるので、ルールは、じゃ、何なんですかっていうところとにうまく答えられない部分が本質的にこのセキュリティーの話にはあるということが言えると思います。

ですので、きょうの話もあくまで参考例であって、これを、皆さん、事務所に持って帰っていただいて、それでそれぞれの事務所の中で自分たちがやっているふだんの業務を思い返してみても、うちの事務所だったらここが一番危ないなとかいうことを考えて対策を立てていただくということが必要だということ、あくまでパイロット的なものということになります。

ただ、みんな自分でやってねと言っても、多分なかなかそういう発想にならないというところがありますので、一応、日弁連でそのガイドライン的なものを考えているというのが今の現状です。一昨年のあの事件で、非常に弁護士会としても困った事態だということで、急遽ワーキンググループをつくることになりました。昨年の6月にワーキングができて、ガイドラインの検討を開始しました。今つくっているガイドラインは、弁護士法23条や職務基本規程18条等の解釈の指針となるものという位置づけでつくっております。

このガイドラインは、紙媒体で最も事故が起きているので、紙媒体も対象にしております。ガイドラインの機能としては、実践的なもの目指していて、義務的なものは目指していないということになっています。内容的には抽象的なので、研修や拡張編をつくって補充をしていくことを想定しています。ガイドラインの骨格はというと、情報を受け取ったり、つくったりして何か生まれます。それを保管しておいたりとか、発信、持ち出しして、最後、廃棄するという情報のライフサイクルに応じたガイドラインをつくっています。その他打ち合わせとか、期日の参加とか、体制の整備とか、補充的な施設とか、情報のライフサイクルとは関係ない部分の規程もあります。例をちょっと示すと、情報の保管というところでは、紙媒体に関しては記録を机の上や会議室に放置しないとか、それから鍵つきキャビネにちゃんと保管するとか、そういうことを求めています。それから、パソコンだったら、ちゃんとパスワードかけるとか、それを定期的に変更しましょうと。それから、基本ソフトは定期的アップデートしてセキュ

リティーホールがないようにしてくださいとか。それから、バックアップは定期的にとって、なくなって、情報を紛失するということにならないようにしてくださいというようなこと。

それから、可搬性媒体、そのUSBメモリーとか、スマホとか、皆さん、今も触っていらっしゃいますけども、それには、事件記録は入れないというのがやっぱり原則。どうしても必要な場合にはしょうがないんですが、パスワードロックをかける。可搬性媒体で情報を受け渡しする際に、渡し終えたらすぐに消すということを徹底しないと、一番なくしやすいその小さなデバイスですから、そういうことが起きないようにするということが必要になってきます。

それから、さらにきょうはITに詳しい方もたくさんいると思うんですが、なかなかそうではない方も当然たくさんいらっしゃるというふうに理解しておりますので、すごく簡単ではありますが、こういうことに気をつけてくださいねというのをですね、まとめたものがありますので、それをちょっと私から簡単にご説明したいと思います。

すごく簡単なところから入るんですけど、それぞれ媒体ごとにですね、説明をしたいと思えます。それぞれの媒体というか、機器のその操作の点からまとめているんですけど、ファクスを送るときは、当たり前ですけど、送信先の番号に注意してください。工夫としては、送信票の送り先番号を大きく書くだけでも大分違います。よく私がやるのは、自分の事務所にファクスしちゃうときありますね。ぼうっとしていて、二つ並んでいると自分の方に向けちゃったりすることがあります。それから、できれば二人で確認していただく。それから、何度も送信する宛先はちゃんと登録をした上で、その登録番号でやると。その登録を間違えたら終わりですけども、そこは慎重にやっていただく。

それから、送信が全部終わるまで注意して見ておく。送信して、はい、ぱっとう去るよりも、その場にいるだけでも大分違いますね。要するに、送信してずっと見てて、ふっと気がつく、あぁと気がついてですね、直すといったこともありますから。

それから、当然、裏面は誤って送信しないように。裏紙送信事件というのがありますので、裏表逆に送っちゃうようなことがないようにする。本当は、一枚物であればソーターを使わずに、ふたをあけてですね、こうちゃんとセットして送れば、一番、本当は間違いないんですよ。そういう方法もあります。

それから、誤送信してしまったときの措置として、何もしないというのはもってのほかですけども、電話はまずするし、それから、できればリアルにその場に行ってですね、菓子折りでも持って、すみません、大変申しわけございませんでしたと言って菓子折りと一緒に交換してくるというぐらいやっぱりやらないとですね、いざそれを利用して懲戒請求されてしまうと

ということが、やっぱりないわけじゃないので、そこまでやるべきかなとは思っています。

それから、電子メール、これも非常に多いわけですけども、送信先のメールアドレスを確認して送る、何度も送信する宛先は登録しておく。最近の製品でですね、送信メールが必ず一旦サーバーに保管されて、そこでもう一回送りますかと聞かれて初めて出るというようなソフトもあったりします。そこでも結局間違えたら終わりなんですけど、少しはですね、思い直す機会が与えられるという意味では有用なソフトかと思います。

それから、機密性が高い情報を添付ファイルで送るときにはパスワードを設定して送ってください。パスワードは、ワードとかであれば標準で設定する機能がついてますので、そういったものを使っていただく。それから、極めて機密性の高い情報、さっきの裁判員候補者名簿みたいなものですね、そもそもPDFにすべきではありませんし、更にメールでは送っちゃだめですよということです。

それから、メーリングリストを開設するときには非公開になっているかどうかを確認する。この、さっきのメーリングリストの、誤って公開してしまった事件を受けてのことですけども、当然公開にはしないということが必要です。

それから、文書、データ保管時の注意点ですけど、記録を机の上、会議室等に放置しない。これも、なかなか難しいんですが、記録の検討をしているとどうしても、いちいちしまうのが面倒くさくなってですね、そのまま帰ってしまうというようなことがよくありますが、それはなるべくしないで鍵付きのキャビネットに残す。それから、会議室に放置して、次の依頼者が来てですね、慌てるなんてことがないようにする。

ホワイトボードもよくありますよね。行ってみたら前の会議の記載が残っててですね、いやあ、すみません、ちょっと待ってくださいとか言いながら、一生懸命慌てて消すみたいなことがあったりしますけども、そういったことも気をつけてすぐ消していただく。

記録を保管したパソコンへの対策としては、セキュリティー対策ソフトウェアを導入する。これは、スマホも同じで、iPhone向けのウイルスというのは出回っていないと一般的に言われていますが、Androidに関しては非常にたくさんのマルウェアというか、情報を盗むためのアプリがありますので、そういったものに対策できるソフトウェアを導入するということが必要です。

基本ソフトを定期的にアップデートしていただく、バックアップを定期的にとる。この辺は、当たり前過ぎてちょっとおもしろくないかもしれませんが、それから機密性の高い文書は電子化しない。裁判員候補者名簿とか、それから被害者の方の陳述書ですとか、そういったものは

もう紙なら紙ベースでしか保管しないということが必要です。

外部サービスを利用するときの注意点で、先ほどファーストサーバー事件という事件があったことが小松さんからご紹介ありましたが、いわゆるハウジング、データを預かることのみを専門している会社のサーバーをメンテナンスしていて、それでメンテナンスしてた人がメンテナンスの手順を守らなくてですね、自分勝手なやり方をしちゃったら、すべての情報を削除する命令を誤って入力しちゃってですね、全部消しちゃったと、人為的に。わざとやったわけじゃないんですけど、全部消してしまって何も残ってない。さらに、もうおまけにバックアップまでデリートオールしちゃったっていう非常にもう本当に恐ろしい話で、結局、最後まで復旧ができなかったんですね。なので、相当な会社が自分のホームページのデータだったりとか、いろんなシステム関係のデータ、それからサイボウズというグループウェアですね、スケジュールを管理したりとか、メールのシステムだったりとか、そういうシステムもありますけど、そのサイボウズもそこを使っていたもんで、一部のサイボウズのユーザーもデータが消えてしまったということがありました。

おまけに、この事件は、そのデータが消えたので、何とか一生懸命ディスクに残った残骸をかき集めて復旧し、復旧したとして公開したらですね、残骸を集めて公開すると、物理的に壊れたハードディスクを無理やり復旧するので、どこからどこまでが誰のファイルかというのがよくわからなくなるんですね。A B C Dって並んでいたところに、普通はA B C Dですけど、A B C....., E Dみたいな感じでこう裏返ったりすることもあるかもしれませんし、その区切りがよくわかんないと。それで、どうぞ、皆さん、何とか復旧しました、どうぞって出したら、私のじゃありませんみたいな人がたくさん出てきてですね、情報漏えい事故まで起こしちゃったというようなことがありました。ですので、外部サービスも完璧じゃないんだということを理解していただいて、自分でデータのバックアップをとっておくということが必要です。

それから、Yahoo! 掲示板みたいなその守秘義務が担保されていないサービスについては、Googleグループもそうですけど、弁護士は使っちゃいけないんだと思います。そういう意味では、皆さん、Gmail結構使っていらっしゃると思うんですけど、GmailもGoogleのサービスで、よくGoogleの規約を読んでいただくとわかるんですが、Google社が、Googleのサービス上でユーザーが登録したデータはGoogleのために商業的に利用する場合がありますと明確に書いてあるんですね。ですので、Gmailを使っている方は有料のサービスを使わない限り、送受信しているデータは全部Googleが利用してもいいことになっているということを、ぜひぜひご銘記いただきたいと思います。

それで、弁護士の　　さんは、Googleのサービスをこんなふうに使っています、とてもスマートなITライフを送っていますみたいな感じで宣伝に使おうとしたら使えてしまうということなんですね。それで、この日、　　先生はGoogleカレンダーのスケジュールにのっとって依頼者の何とかさんのところに行きましたと言われても文句は言えないという、そういう状況になっているということなんです。なので、そこに気をつけていただいて、Googleを使うのであれば、本来は弁護士は必ず有償サービスに入らないといけないということになっているはずなんです。

それから、最後にスマートフォンの利用時の問題点なんですが、高機能化していることへの危険が非常にあるということで、電話帳だったりとか、写真だったりとか、それから自分の行った先の地図情報なんか、とにかく情報の中でも最もセンシティブ性の高いものが全部集まっているのがスマートフォンなんですね。なので、非常に便利であるがゆえに危険であるということが言えると思います。必ずパスワードロックをかけ、それで紛失したら遠隔操作でデータを消せるように措置をしておくということが必要になってきます。iPhoneであれば標準でついていますし、たしかAndroidも最新バージョンではそういう機能がついたというふうに聞いていますので、そういったことをちゃんと設定しておいていただく。

それから、紛失したらできるだけ早く回線停止の措置をとる。その前にどこにあるかを探したほうがいいと思いますけども、それがわかったら回線停止の措置をとるということが必要です。

それから、Androidの場合は怪しげなアプリをインストールしない。何が怪しげなのかというのを見つけるのも大変なわけですけど、そういう措置が必要になってきますと。

それから、SNS、午前にFacebookの話を延々としたんですが、改めて言っておきますと、その事件情報やそれを周知させる情報は投稿してはいけません。それから、投稿時に位置情報、その投稿を実施した場所等が自動的に特定されるような設定は避けるようにすべきだと思います。

それから、第三者に、タグづけとあって、「何とかさん、ここにいました」という、人の情報を勝手にFacebook上の第三者の記事にこう結びつけることができますので、それをされないようにしておく必要があると思います。許可制にできますので、許可なくされないようにすることが必要です。典型的なのは、仲間内で撮った写真、同期会があったので行ってましたとかいう写真を撮られてタグづけがされちゃうということがあります。それで、笑えないのは、依頼者には締め切りが迫っていて、忙しくてできませんと言ったのに、タグづけされた写真

がアップされてしまって、あなた、何やっているのみたいなことが起きるわけですね。これは、守秘義務とは関係ありませんけれども、そういったことが起きないように、タグづけは許可制にさせていただくということが必要になるかと思います。

それで、以上で、簡単な注意点も含めてお話をしました。

平岡（第二東京弁護士会） はい。この4名で、若干まだ時間がありますので、質疑応答を受けるのと同時に、きょう出たリスク分析の結果も踏まえてちょっと若干話をしていければなと思うんですが。最初に、リスクを結局どうするのかという部分というのが、一番、弁護士にとってはクリティカルな話かなと思うんですけど。

リスクの移転、回避、受容などリスクの処理方法に関する表がありましたが、通常の企業であれば、リスクの回避というところに来れば、それはもうその業務はやらないほうが経済的に利益があると。だから、やらないという選択をとれるわけですけど、これ小松さん、花村さん、どちらかお答えいただきたいんですが、一般的な企業を指導した経験で言うと、実際にそのリスクの回避に当たるようなことってどんなケースがあって、それで実際どういう対応をとっていることが多いんでしょうか。

花村氏 実は、リスク回避しているという事例を、余り聞いたことはないんですけど、実際やっているかどうかは別として、やっぱり情報を持たないとか、その業務をやめるとかかっていうのはあります。ちょっと思い出したので言うと、実際被害に遭ってしまったところ、ウェブサーバーに侵入されて、そこでサービスを提供していた、オンラインでショッピングサービスを提供していた会社は、その侵入被害を受けたことによって、その業務を再開するに当たって、そのサーバーの第三者チェック、セキュリティーチェックであるとか、システム再構築にかかる費用と再開した場合の売り上げっていうか、利益にどれくらい結びつくかっていうのを天秤にかけたときに、この業務はもうやめようということになったと、判断したってという事例はありましたね。そういうように、そこは事前にリスク分析はできていなかったといえればできていなかった結果、そういうことになってしまったんですけど。

ですので、やっぱり売り上げ、利益に見合うだけの投資効果があるかというところの判断で、そのリスクはとれないっていうことになって、その業務をやめてしまうっていうことは、やっぱり、私、聞いたところでは1社しかないですけど、ほかにもあるかもしれないですね。

平岡（第二東京弁護士会） 小松さん、何か、この点コメントありますか。

小松氏 いや、ないです。

平岡（第二東京弁護士会） じゃ、宮内先生、弁護士の観点で回避ってあり得るんでしょう

か。

宮内（第二東京弁護士会） まず、多分、回避ってできないことというのはあると思うんですけど、一般的な企業で、その発生可能性が高いというのが、どのくらい本当にあるんだろうかというのが、私は、ちょっと疑問に思っていて、それで回避しなきゃならないようなものの、そのところに入るものを、そもそもなかなか、会社側がそういうふうに分分析上、出てこないのかなということも、少し思ってるんですね。

それで、今回のこの分析に当たっても、正直言うと、本当に高いというほど高いのか、というのは私自身も結構疑問がありながら、比較的高いもの、比較的低いものというふうに分けてきたという気持ちが少しあるんですよ。それで、実際に対策しなきゃいけないとなると、これは高いとは言えないねっていうふうに分分析してしまうこともあるのかなと思ってるんですけど、そのあたりって実地ではどんなふうな感じなのか、もしよろしければ教えていただきたいんですけど。

小松氏 発生可能性が高いというような話ですと、やっぱりその業務やそのオペレーションによってさまざまなので、高いついていうのは、恐らくあり得る話ですよ、はい。一般の企業に余りないんじゃないかとおっしゃっている意味、よくわからない……。

宮内（第二東京弁護士会） あえて言いますと、リスクの高いところ、影響度の高いようなものを、発生可能性が高いままに、もともとなっているというような業務状態に、そもそもあるんだろうかということがちょっと疑問あるんですけどね。そんな会社、実際にあるのか、調べ始めたあたりでもう既に対策しちゃうんじゃないかとかですね、はい。

小松氏 ああ、それは、はい。そのとおりだと思います、はい。最初から、こういう症例に分けるまでもなく対策はされているだろうというようなことですよ。

宮内（第二東京弁護士会） 大抵、そうだから、実際回避のところにならないのかなということも少し思っているところなんですけどね。

平岡（第二東京弁護士会） 私の意見なんですけど、多分リスクが高くて影響度も大きいものって、中にやっぱりあって、それはもう弁護士は回避できない。とすると、結局その回避できないものを吸収するものってお金しかなくて、普通は損害賠償金を払ってみたい話なんですけど、弁護士の場合、結局、リスクの回避できない部分を吸収するのは、最後は懲戒を甘んじて受けるということが、このリスク回避というか、リスク回避の代替というか、いうことにはかならないのかなと。

だから、我々の仕事というのは、名誉の負傷じゃないですけど、必ずそのセキュリティー事

故によって何か懲戒を受ける，受けざるを得ないような，もう宿命にあるというかですね，それが嫌だったらもう本当にその仕事というか，そういう怖い仕事はしないというしかなくて，例えばさっきの裁判員裁判で特に性犯罪とかという場合って，必ずとってもセンシティブな話が出てきて，そういった記録を求めざるを得ないわけですけど，それってもう絶対にリスク高いし，影響度も大きいものに，発生可能性の高い，例えばそういった記録を法廷に持っていきますよね。それで，それを電車に乗って持っていくだけで，発生可能性ってやっぱり高いんだと思うんですよね。そうすると，絶対リスクがあるので，だからやっぱり志を高く持つということと，最後，懲戒を受ける覚悟を持ってやるということしか，もうないのかなという気はしますよね。だから，語ってもしようがない部分もある，何かそんな気がします，はい。

宮内（第二東京弁護士会） 弁護士自治という意味からすれば，それが，弁護士全体についてはある意味のリスクの回避または移転になっているのかもしれないですね

平岡（第二東京弁護士会） その他，何か論点として，これはちょっと語り漏れている部分とか，ありますか。

大丈夫ですか。

そうしたら，ちょっと質問を何点か，もしございましたら。ふだん，日常，業務で疑問に思っていることとか，こういうときどうしたらいいんでしょうかとか，そういう具体的な質問でもいいですし，抽象的な議論，それから異議があるってというようなことでも，きょうの議論に異議があるということでもいいんですが，何かございましたら，ご質問いただければと思います。

司会（横山） ちょっと，すみません。分科会長が聞くのも変なんですけど，前から聞こう聞こうと思ってちょっとよくわかんなかったんですけど，きょうお話聞いて，間違えてファクス送ったら菓子折り持っていったほうがいいって言われたんですが，間違っただけでファクス送った先ってどうやってわかるのかがわかんないんですよ。

平岡（第二東京弁護士会） ああ，最近ですね，大体電話番号ってネットで検索すると大体出てきますよね。それが，一つかなと。私は，大体，どこの電話番号わからないときは検索しますけどね。そうすると，大体が会社名とかが出てくる。個人の場合，ちょっと厳しいかもしれないですけど。そのほかは，もう一回ファクスを送って，すみません，今送ったものですがと言ってやるしかないですよ。

司会（横山） わかりました。逆に受け取ったことはよくあるんで，それでたまたま向こうがファクス機械じゃなきゃ別に受け取れないわけですよ。電話がブルブル言っているだけで，

人に迷惑をかけているだけということですね。ありがとうございます。すみません、ちょっと何か間があいちゃうといけないんで、質問してみたんですが、どなたかいらっしゃいませんか。

平岡（第二東京弁護士会） 何か事故事例とかでもいいですけど、ちょっと言えないかもしれませんが、何かおもしろい事故事例とか、退避方法とか、もしあれば、教えていただければ。

会場発言者 最近、ちょっと報道でされたりする、複合機なんかでコピーをとったデータがネットを通じて見れてしまうとか、いろんな話が出ていて、あれはちょっと衝撃ですよ。それで、どの程度の深刻性があるのか。

自分が使ってるその複合機の会社にちゃんと連絡して、ああいうモバイルできているの、いろいろ確認するとか、いろいろな対応が必要だと思うんですが、ご研究などされている独法の方も来ていらっしゃると思うので、教えていただければ。新聞読んでもなかなかちょっと、システムのことで深刻性とか、よくわからないのでお願いします。

宮内（第二東京弁護士会） ちょっと、私、いまいちそこが把握してないんですけど、恐らく複合機が、最近そのネットワーク対応になっていて、VPNとかがデフォルトで標準で入っているようなケースで、その設定が誤っていて、アクセスできてしまうというような、そういうケースですかね。

会場発言者 二、三日前に新聞に載ったんですよ。

宮内（第二東京弁護士会） そうなんですか。

平岡（第二東京弁護士会） すみません、IPAで何か情報つかまれていますか。

会場発言者 聞いていないです。ニュースで見るしかありません。

小松氏 IPAの者がコメントしているんですけど、余りよく知らないんですが、基本的には、今、宮内先生がおっしゃったように、ネットワークで掲示板みたいなものになってしまっているというふうに思えばいいと思います。、そうですね、報道によれば、大学の学生のいろんな情報が見れてしまう状況になっていたとあるとか、そこにファクスされた内容というのがネットワークに置かれているというのと同じ状況にあったということだと思います。

ですので、ファクス業者がというか、複合機の業者が設定をきちんと顧客に連絡をしていないというのが、最もよくなくて、きちんと設定をすれば、公開されないというようなことになりますので、そこがうまくなかったんだらうなというふうに考えています。

宮内（第二東京弁護士会） ちょっと、今、専門的な言葉で私が言っちゃったんですけど、要は最近の複合機って、ネットワークに必ずつながっていて、パソコンからもちろんプリントができたとか、複合機でスキャンしたものがパソコンにこう入ったりとかっていう機能がよ

くついているんですけど，さらに加えて，VPNとって，外から，そのネットワークの中だけじゃなくて，外出先のパソコンからネットワークに入るような機能がですね，標準についているのが最近ちょうど出てきていて，その設定を弁護士さんは自分で設定できないことが多いでしょうから，業者さん任せにしちゃうと，その業者さんが何か老婆心でですね，じゃ，便利に使えるようにしておきました，こうやったら使えますよと言ったのが間違ってる，誰でも入れられるような，普通，そのID，パスワード入れないと，そのVPNにも入れないんですけど，それが公開設定みたいになってたりしたら，そういうことが起きるといことになるんだと思います。

ですので，もしVPNというキーワードで何かそういう設定する機会があったら，そこはよくチェックをしていただくということになるかと思います。すみません，大丈夫ですか。その説明で大丈夫ですかね。

小松氏 はい。VPNかどうかというのはちょっとわからないですけども，はい。

宮内（第二東京弁護士会） そうですね。VPNじゃなくても，ファイアウォールの設定みたいのがいいかげんだと，内部のふりをして直接アクセスするということは当然ありそうな気がしますけどね。だから，その複合機だけの問題とは限らないのかなというふうにも思います。

花村氏 すみません，今，会社名どこか忘れちゃったけども，2社は自社のホームページで発表していた，それで残りの2社がまだ具体的な事例が，ちょっときょうまだ見てないんでわからないんですけど早々に出ると思う。ただ，VPNとか，たしか余り関係なく外からアクセスできるようになっちゃっていたのが問題だったのかなと思いますね。

平岡（第二東京弁護士会） 要するに，ファイアウォールという防護壁に穴があいてたことですね，わかりやすく言うと。

小松氏 まだ確認できたわけではありませんが，多くの複合機で，スキャンしたデータが，いわばウェブサーバーみたいな状況になっていて，そこにログインしてとってくるような格好になっていると思うんですけども，どこかネットワーク上に穴があれば，多分うまくやれば盗み見できるのかなという感じはしますけどね。

宮内（第二東京弁護士会） それと，ちょっと関係ないようで似てる事例で，ホワイトボードのコピーをとれるという機械，結構ございますよね。あれで，電気を切らないと，繰り返し印刷とか押すとですね，全部こう消してもデータ持ってて印刷できちゃうっていう機械があるんですよ。それで，これすごい盲点で，消しても電源落とさないですよ。だから，そうい

うのも、実はちょっと気をつけたほうがいいのかというのもあるそうです、はい。

平岡（第二東京弁護士会） 何かほかにご質問等はございますか。

会場発言者 ちょっと、さっきのご質問とかぶるんですけども、パソコンにデータで文書作成したりとかいうことは、まああるんですけども、本当は幾らファイアーウォールをかけてても危ないものは危ないんで、ネットワークに、本当に大切な情報は、余りネットワークにつながらないところに置いといたほうがいいのかっていう話は聞いたことがあるんですが、先ほどのそのファクス、複合機とかもですね。結局、そういうふうにネットワークにつながっていると危ないということになると、ネットワークにつながっていないやつを使ったほうがいいのかあるとか、そういった、もちろん情報も重要性にもよるとは思うんですけどっていう問題もあるにはあるんでしょうか。ちょっと、その辺が、よくわからなくて。

平岡（第二東京弁護士会） どうでしょうか。

じゃ、宮内先生。

宮内（第二東京弁護士会） どう、お答えしていいかわからないんですけども、ファクスの場合の脅威は、やはり確率的には送り間違いのほうがずっと多いと思うんですよね、恐らく。ですから、ネットワークから隔離するというのはい定のその効果があるかと思ひますし、それなりの意味はあると思うんですが、そこまでわかつてる人はちゃんとしたその設定を正しくするとか、そのほうが、むしろそのときだけ別のファクス使うと、何か番号が登録されてなくて、送り間違えちゃうとかいう別のリスクがふえてしまう可能性もあるのかなと、私、個人的には、と思ひます、はい。

平岡（第二東京弁護士会） あれですよ、一般論としてのその利便性と危険のバランスというのは常にあって、当然、複合機ってネットワークにつながっていたほうが便利なのですよ、明らかに。それで、その便利さとネットワーク攻撃される危険というのもしっかり比較問題になって、危険だから全部だめっていうのではちょっと使えない。車だって乗ってりゃ絶対事故起こる可能性があるけど、だから運転しないよと、事故起こすから、困るからって、結構、昔の先生、そういう方いらっしゃるんですけども、それと同じような感じですかね。それは、すごく不便になるけど、使わないっていう選択をすることはあり得るのはあり得る。ただ、やっぱり不便。だから、だったらもう気をつけて使うというほうが現実的なんじゃないかなという気はしますけども。

あと、何か、どうですか。

小松氏 複合機自身は、ネットワークには今ほとんどつながっていて、それで恐らくその複

合機メーカーとのやりとりで、複合機のメンテナンスのためにつなげる必要があるんじゃないかと思うので、隔離するっていうやり方もあるかとは思いますが、恐らく隔離するのは現実的じゃないとい気はします。

宮内（第二東京弁護士会） あとは、検察庁とか、時々そういうところって、絶対につながらないパソコンが何台あるとかっていう話はよく聞きますので、複合機というか、電子機器をネットにつながらないという選択肢は、一部のものをつながらないという選択肢はあり得るし、複合機を例えば複数台買ってですね、つながらないものとつなぐものを二つでやるとかということだあってあり得なくはないのだとは思いますが。

司会（横山） ほかに何かございますか。

特にならなければ、午後の部の最初の弁護士業務における情報セキュリティの部をこれで終わらせていただきたいと思います。皆様、ありがとうございました。

もう一度、ご登壇いただいた方のご紹介をさせていただきます。（拍手）

独立行政法人情報処理推進機構技術本部セキュリティセンターの小松文子様と花村憲一様、それから第二東京弁護士会の宮内宏委員と同じく第二東京弁護士会の平岡敦委員でした。

どうもありがとうございました。（拍手）

では、これからですね、3時15分まで休憩をいただきまして、3時15分からまた再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

（休 憩）

司会（横山） ただいまより「ツールアンドチップス」と題しまして、弁護士業務を行う上で便利なツールなどのご紹介をいたします。私、司会なんですが、午後部門の最初の発表の担当もしておりますので、こちらからお話しさせていただきます。

まず、初めにですね、まず2009年11月20日に愛媛県松山市で開催されました第16回弁護士業務改革シンポジウム、この前回のもう一つ前の会ですね、合計502の訴状や申立書などの書式を主要な裁判所等のホームページから収集して一覧表とした裁判所書式リンク集というものを発表いたしました。その後、数年たちまして、裁判所ホームページの改定等により、掲載URLリンク切れとかが生じました。また、家事事件手続法の施行に伴い、家庭裁判所のホームページに新たな家事事件の関係書式が掲載された経過がありましたので、2013年6月に全面的な見直しを行いました。このリンク集は、日弁連の会員ページ内の、今ごろになっただいしているようなリンクなんですが、日弁連の会員ページ内の業務に役立つ情報から書式マニュアル弁護士業務経営等、そして裁判所書式リンク集（訴状申立書等）と進んでいただきますと、

データが掲載されていますので、ご活用ください。

一応、これだけをごらんに入れて終わろうかと思ったんですが、一応やっぱりホームページもお見せしたほうがいいかと思ひまして、ちょっとお待ちください。もう、皆さん、会員ページの入り方とかというのをご存じない方いらっしゃると思うんで、これは今もう会員ページに入っている状況のはずです。

それで、この中で、この辺にですね、ちょっと私も見ながらで、すみません。業務に役立つ情報というのがここにありますので、これをクリックします。入りました。

それで、この中に書式マニュアルというのがあるんで、ここを押します。ありました。

それで、この中の弁護士業務経営等という中に、裁判所書式リンク集というのが、ここにリンク集ってというのが、これがあります。ここでダウンロードすることが可能です。

ちょっと、速かったですでしょうか。もう一度、やってみます。

すみません、こういう作業はさっさとやってしまうとよくないので。これが会員ページですね。それで、この中の業務に役立つ情報というところを押していただいて、この中の書式マニュアルというのを開いていただいて、それからこの中の裁判所書式リンク集、こちらですね。ちょっと、すみません。

これで、この二つのファイルは見えてますね。これで、ダウンロードすることができますので。今は、ちょっとダウンロードはしないでおいたほうがいいですね、これ。

してみますか。じゃ、こっちをダウンロードしてみましようか。保存。どこに一旦保存されたか、ちょっと人のパソコンなんで。ファイルを開くでいいですね。こういう形の表になっています。これ自体も、一応、保管URLというのが右側にこう書いてありまして、これは、今、家事事件の手續に関するほうを開いています。ここを見ていただくと、全国とか、場所によっては、裁判所が書かれてるものもありますね、この辺とかですね。ぜひご活用ください。よろしくお願ひいたします。

これは、じゃ、閉じます。

では、続きまして、判例検索サービスの比較ということで、私が引き続きお話をさせていただきます。

判例検索ソフト業者アンケート結果発表ということで、判例検索ソフトに対する弁護士ニーズというものを策定しまして、それに対して、外で本日ブースを各社設けていただいておりますが、各判例検索ソフトサービス業者の方のアンケートを回収させていただいて、それを発表させていただくというものです。

まず、弁護士ニーズというのは一体何なのかということで、本日配付させていただいてますお手元の資料に一覧表としてエクセルの表になっておりますものが、いわゆる弁護士ニーズと我々が呼んでいるものです。これはですね、判例検索ソフトに対する弁護士の要望を当委員会のITPT、要するに我々がですね、討議して、弁護士としては、判例検索ソフトとしてこういうものがあつたらいいな、こうなつたらいいなというものもまとめたものです。必ずしもすぐに実現できる内容ばかりではないんですが、こうだつたらいいなという素朴な発想を整理したものを作成しました。

それで、アンケート取得の目的としてはですね、我々弁護士会としては、弁護士として、ユーザー団体として判例検索ソフトの成長を見守り続けるというスタンスをメーカーの方に示していくことを第一の目標としております。よく、前々回のシンポでも、終わった後に言われたんですが、じゃ、どこの会社のを買えばいいんですかって聞かれるんですけど、それは、私がお答えできる立場にはないと思いますので、むしろこういうようにですね、継続的にアンケートをとらせていただくことで、我々としては常に注目してますよという態度を示させていただくことで、よりよい製品ができてくれればいいなというのが、我々としてアンケートをとらせていただいている目的でございます。

それで、アンケートの取得の経緯についてお話ししますと、そもそも平成19年10月の札幌におけますシンポジウムがございまして、このときに、先ほどお話ししました判例検索ソフトに対する弁護士ニーズというものを公表させていただきました。それで、シンポが終了した後にですね、すぐに次のシンポ、先ほど申し上げました松山シンポのときにはアンケートをお願いすることになるのでよろしくお願ひしますということは、ご挨拶を各社様にさせていただきまして、それで松山シンポの前にアンケートを実施をさせていただいて、平成21年度のシンポのときにアンケート集計の結果を発表させていただきました。

その後、ちょっとばたばたしておりまして、前回の横浜のシンポのときにはちょっとこれ対応できなかったんですが、アンケートとしての弁護士ニーズという一覧表に関しましては、平成19年につくったものをそのまま踏襲しております。というのは、アンケート内容を変えてしまつとですね、継続的に見られなくなってしまうことがあって、ですから若干もうかなり実現している機能とかがあってですね、また今後我々としてもこの中身を見直していかなくちゃいけない時期に来ているのかもしれませんが、とりあえず今回もう一回、皆さん、いかがですか、その後バージョンアップされていますかというような趣旨でアンケートをとらせていただきました。

一応、アンケートの内容としましては、判例ソフトに対するその弁護士ニーズについて各社様のその機能が、ソフトがどのように対応してるか、してないかというのを回答していただいております。それで、アンケートを、回答して下さった会社のお名前をご紹介しますと、順不同でございますが、レクシスネクシス・ジャパン株式会社様、第一法規株式会社様、株式会社TKC様、ウエストロー・ジャパン株式会社様、株式会社エル・アイ・シー様でございます。皆様、本日、外で、ブースで、それぞれの製品をご紹介しますので、ぜひそちらのほうもごらんになってください。

今回配付させていただきましたアンケート結果の記号の意味なんですが、記号の中には前回という部分と今回という部分があって、前回というのは松山のことを言ってます、今回というのはまさに今回でございます。前回の段階ではマルは当時対応できてました、バツは未対応です。当時は、その中にマル、バツ、三角とかいろいろあったんですが、今回はそこは当時対応してたかどうかでマル、バツに整理させていただきました。それで今回はさらにそこから対応が進んだかどうかというのをマル、バツでお答えいただきました。ただ、この中で二重マル、マル、三角というのは、各社様が自己申告でいろいろつけていただいております。その辺は、皆さんで読み取っていただければと思います。

ちなみにですね、バツというのがあれば機能していないのかということ、実は今回アンケートを皆様から集めさせていただいて、それだけでは中身がわかんないところもあるので、各社様にデモを行っていただいた際にいろいろ聞き取りをさせていただいたところですね、バツと書いてあっても、実際はどうもこれは各社の担当者様のその対応次第でレベルが違うようでして、非常に謙虚な方が、ここがちょっとできないんでバツにしましたとか、そういうようなコメントもいただいております。例えば3の4で並びかえについてTKC様がバツとなっておりますけれども、2014年の初旬には対応することの予定になってると。それから、また3の5についてレクシスネクシス様がバツとなっておりますが、既にもう2013年11月のバージョンアップでは、要旨のある判例については確認が可能になってるというご報告をいただいておりますので、その辺も含めて各社様から機能をご確認ください。

それで、先ほども申し上げましたけど、我々、最近委員の人員も少なく、それで小さい世代が頑張っております。各社の機能を全て比較するということにはできないので、デモを拝見してですね、ああ、各社各様の工夫を凝らしていらっしゃるんだなということは非常に印象として受けました。それで、全般的なコンサスとしまして、各社各様の工夫があって、我々のその弁護士ニーズという、もう既に何年も前に、こうだったらいいなっていうものに対する対応

を非常に試みていただいているというのがよくわかります。それで、そういう意味で、今回はどこがいいとか悪いとかという報告はなかなかできないんですが、各社の自己申告でマル・バツ、二重マル・マル・三角、バツというのを出させていただきました。

それで、先ほどから言ってるように、その個別的な機能を全て紹介する余裕がないので、デモの際に、カタログは皆さんからいただいて、それぞれデモをしていただいて、いろいろとご説明を受けたんですけど、皆さんに最後に御社の売りは何ですかというのをお聞きして、それはカタログにも書いてある会社もありましたけど、そこだけちょっとインタビューした部分だけ、ちょっとご報告をさせていただきたいと思います。

ちょっと戻りまして、この順番で申し上げますと、レクシスネクシス・ジャパン株式会社様は、売りとしては自社開発のためバージョンアップが頻繁であり、ユーザーのニーズに迅速に対応が可能です。それから、操作に要するクリック回数を少なくするなど操作性の改善を続けておりますというのが売りだということで、お話をお伺いしました。

次に、第一法規さんは、7年ぶりにコストをかなり投資して、全面バージョンアップをして、速度に関係する検索エンジン、それからユーザーインターフェースについてのユーザビリティを専門に研究しているデザイン専門業者等に高額の投資をしてエンジンのスピード向上、それからユーザーインターフェースの徹底的な検討を行って操作性の一段と向上を目指しました。それから、何といたってもコンテンツが充実しておりますというような売りをおっしゃっていただいています。

続きまして、株式会社TKCさんですが、売りとしましては、他のデータベースとの有機的な連携が売りとなっております。網羅性の充実、速報性の向上、原本性の確保、使いやすい操作性、快適なアクセスを目指しております。特に、ローライブラリーの中では刑事事件量刑データベースと交通事故過失相殺事例データベースが売りですということをコメントいただいています。

それから、ウエストロー・ジャパン株式会社様は、プロサーチという近傍検索、これは検索語間、検索語の上での言葉と言葉の間の文字数や、語順を指定することで検索の精度を高める機能ということです。それから、パワーソート、これは判例の重みづけをつけた重要度のわかる並びかえができるという表示の機能だそうです。それから、判例全文に独自の目次を作成して、容易に読みたい箇所にジャンプすることができる機能、この三つが特に売りだということをお聞きしております。

それから、株式会社エル・アイ・シー様は、判例タイムズ、金融法務事情、労働判例、金

融・商事判例等の各創刊号から最近号までに掲載された解説約5万件を収録して、これにアクセスすることができるというのが特に売りだということを、お話を伺っております。

細かい機能について、カタログ以上のことを、私がお説明できるわけではないので、ここは売りをご紹介するというので、とめさせていただきたいと思います。

では、アンケートの結果についての我々のこちら側からのコメントを幾つかご紹介させていただきたいと思います。アンケートとして、細目は、ごらんになっていただくように、これだけのものがあるんですが、特に全てをご紹介できないので、我々が特に関心を持った事項を幾つか拾い上げさせていただきたいと思います。

それで、まず操作条件入力、検索結果の妥当性、これはアンケートの表で見ますと1の5あたりとか、2の1あたりに絡むことですが、その中で、検索条件の入力及びその検索結果の妥当性というつながった一連の関係があると思うんですが、ここではアンケートのほうにも書いてある、弁護士ニーズに書いてあるようにその「取り立て」という文字の送り仮名の違いで検索結果が一致しないようなことがないようにしてほしいというニーズがありまして、これに関しては、例えばレクシスネクシスさんは、検索ボックスに言葉を打ち込むと、候補として過去の検索に使われた検索語の一覧が表示されるナビゲーション機能を実装しましたと。これは、実際に使ってみるとおわかりになると思うんですけども、過去に入れたものがもう一回出てくるということで、わかりやすい機能になっているのではないかと思います。

また、第一法規さんは、仮名遣いや言い回しが異なることで検索結果に違いが出ることがないように、そうした検索漏れを防ぐために同意語自動展開、関連語、連想語といったそういう、これは一種の辞書機能なんじゃないかな、を活用することができる機能があるということです。

それから、株式会社TKCさんは、検索語を入力するだけで自動的に表記の揺れを含めて検索ができるというふうになっているということです。

それで、ウエストロー・ジャパンさんの場合は、同義語の選択機能を利用することにより必要な判例を幅広く探すことができますと。

それで、株式会社エル・アイ・シーさんは、任意語検索では、任意語というのは自然語ということで、任意語検索では、判決要旨、判旨事項、解説、評釈などの文中に含まれるあらゆる語句から検索を実現していますと。アンド検索において多くの検索の状況設定がされた場合、その場合は絞り込みをされてしまい過ぎるので、ご注意くださいということで。

このように、各社各様、いろいろな工夫を凝らす中で、この我々のニーズに対してはご対応いただいているということがわかるわけです。問題は、使い勝手はどこまでいいかというのは

実際に使ってみて、使い勝手というのは非常に主観的なものもあるので、皆さんも、使い、感覚に頼るしかないと思いますので、その辺は外で触らせていただければと思います。

次に、検索条件の絞り込み、ジャンル分けということで、ここに書いてあるように、独禁法、優越的地位の乱用とか、家族、離婚、財産分与、年金分割などジャンルを指定して検索できるようにしてほしいと。極端な話をしますと、例えばある一つの民事事件での判例を探したくて何か言葉を入れたんだけど、刑事事件が出てきちゃってんのよ、それは面倒くさいねということで、それについて、これもご紹介になるのですが、レクシスネクシスさんの場合は、検索の絞り込みに法分野、規則、業務、そういったジャンル、指定検索が可能になっておりまして、例えばジャンルの例としては、私的独占の禁止とか、不当な取引制限、カルテルの禁止、独占状態の規制などといったジャンルを設けられているということです。

それから、第一法規さんは、体系目次検索というものを機能としてお持ちになってまして、法条別体系として行政法との一部は法理論体系によるんですが、法条別体系に分類整理した体系目次を36法編、約9万項目持ってらして、論点、争点を同じくする判例を整理、分類すると。そこからたどっていくことができるということで、ジャンル分けにたどれると。また、目的の項目が目次の中のどこにあるかはっきりしない場合には、法令名とキーワードの入力によって体系目次の項目を検索することが可能ですよというお答えをいただいています。

T K Cさんについては、2014年の初旬を予定しているということで、先ほどお話ししたところだと思うんですが、実務家、専門家のご意見をいただき、事件類型型の切り口から指定して検索できる機能を搭載予定しておりますと。

それから、ウエストロー・ジャパンさんは、加除式書籍、新判例体系の体系目次を利用したジャンル指定での検索ができるということだそうです。

それから、エル・アイ・シーさんは、各法律雑誌、文献コンテンツが独自の分類を行っているジャンル指定を設けてますということで、例えば金融法務事情の実務分類とか、ジュリストの事項分類、そういったような分類を持ってますと。このように、それぞれの機能の独自性はあるものの、かなり弁護士ニーズを汲みとっているいろんな工夫をしていただいで対応していただいているということがわかります。

それから、判例要旨の表示という3の5のあたりですが、これは先ほども申し上げましたように、レクシスネクシスさんはバツとなっております、ほかの会社さんは全て要旨が表示できるようになっているということですが、レクシスネクシスさんも、2013年11月のバージョンから、要旨がついている判例については一連画面で確認できるようになってるというご報告を

受けてます。それで、この点で目的の判例に到達するために判例要旨をばあっと表示してもらって、そこからざあっと見ていくというのが判例検索語のその目的の判例の探し方の一つかなと思うんですが、この中でウエストローさんのパワーソートとか、目次機能といった、さっきご紹介したような機能も一つその目的の判例にたどりつくための機能としては便利なんじゃないかなというような印象を受けました。

それで、判例要旨の見やすさということもあるんですけど、画面表示全般についての見やすさということで、弁護士ニーズとしては要旨の全文を表示してほしいとか、それから全文画面と一覧画面を別ウィンドウで同時に表示させて、一覧画面の中で判例を選択することで当該判例が表示されるようにしてほしいというようなニーズを出しておりました。これは、日ごろお使いになっているソフトによって、もう既に実現しているものをお使いの方はわからないかもしれないんですが、判例要旨が全部出てこないで、頭だけちょっと出てたら、結局全部読まなきゃいけないとか、それから判例要旨が幾つか並んで、その中身を見にいった戻ったときに、どの判例要旨を読んでたんだかわかんなくなっちゃっては困るというようなことが、もともとのスタートです。それで、これに関しては、レクシスネクシスさんは、判例の表示画面に、要旨のある判例について全文表示が可能になってますと。

それから、第一法規さんは、一覧での要旨の表示文字数を設定できて、標準は200文字となってますが、詳細ボタンを押すことで要旨の全文を表示できるようにしましたと。この辺、マイページの環境設定という機能があるのでしょうか、そこから標準の文字数を変更することができるといって対応していると。

それから、TKCさんは、検索結果画面一覧では重要項目を凝縮して表示して、重要判例が一目で確認できるように工夫していますと。一覧では判例事項等を部分表示し、要旨全文については書誌情報で収録しています。検索結果一覧画面での全部表示につきましては、一覧性を損なわないことを念頭の上に、今後の検討事項とさせていただきますというようなことで対応していただいている部分があるということです。

それから、ウエストロー・ジャパンさんは、既にご指摘のニーズどおりの表示ができるように対応していますということで、こちらで書いているニーズのようにできるというご説明がありました。

それから、エル・アイ・シーさんは、一覧表示を印刷する場合に判示事項の全文が同時に印刷可能となるようにして対応してますというお答えをいただけてます。

それで、それから使用環境という中に、特に価格についてということで、我々がいろいろ二

ーズの中で言っていたのは、定価が表示されてない会社があるんじゃないかと、1年分一括など前払いの期間の長い場合があるんじゃないかと、要は必ずしも安くはないですよと、何とか安くしてくれませんかというようなことの伏線上、こういうニーズを言ったんですが、これはレクシスネクシス・ジャパンさんの場合は、定価の表示についてはグループ会社の方針によって表示はできませんというお答えいただいておりますが、月払い、年払いの選択は可能となっております。

それから、第一法規さんは、判例以外の商品ラインナップもふえていて、複数商品の組み合わせでご利用年数やご利用ライセンス数などによっても価格が異なるため各種資料の上での価格表示はしてませんが、ご紹介によるお見積もり提示のほかウェブサイトでもお問い合わせ機能というのがあります。それで、前払いを前提としておらず契約期間等に応じて支払い月、回数はお客様と決定してご利用いただいておりますというお答えいただいております。

T K Cさんは、サービス料金体系をホームページ上で公開されてます。それで、事前ヒアリングによりユーザー様の希望に応じた適切なサービスを提案しており、ご相談の状況により月払い、年払い、複数年契約などに対応してますということです。

それから、ウエストロー・ジャパンさんは、ホームページでやはり定価を表示しております。月単位でのお支払い方法にも対応済みですというお答えをいただいております。

それから、エル・アイ・シーさんは、基本データベースと11種類に及ぶ法律雑誌、文献コンテンツがあって、その組み合わせは利用される方が自由に選択できます。また、価格は単純に加算していくわけではなくて各種割引制度と組み合わせになりますので、お見積もり形式でベストレートをご提案させていただいておりますということで、お支払はやはり月単位ですというお答えをいただいております。

すみません、自分でタイムキープしているもので、申しわけないです。

ピックアップしてですね、我々が関心を持っているところをざあっとご紹介しまして、各社さんのデモにおけるご説明とかをご紹介しました。全体的な印象としては、もう弁護士ニーズというのはつくり直す時期が来たかなと思っております。というのは、弁護士ニーズ全部読んでいただくと、我々も無理なこと言ってる部分もありますし、必要な機能というのは大分そろってきたと。

ただ、問題なのは、できますというふうに言っているけど、使いやすいかどうかというのは操作性の問題にかかわってくるんだと思うんですね。実際に、私も1社のソフトを使っていますが、どこというわけにはいきませんが、必ずしも使いやすいとは言えない部分も

あります。もうちょっと改善してくれりゃいいのになと思うところもあって、ただ、そのことをその会社の方にその部分を指摘して言った場合ときにですね、使いなれている先生が多いので変えられないんですっていう説明もありました。だから、これは人によって大分違うことだという部分もあります。

ですから、先ほど幾つかの項目を拾ってですね、ここは当社に対応してます、ここは当社に対応してますというご説明は、我々デモのときいただいて、アンケートもいただいたんですが、対応してるということと使いやすいかどうかということはやはり操作性ということを、実際に触ってみていただかないとわからないとこがあって、それはなかなかここではお伝えしきれないところがあるのが事実たるものでございます。

あと、搭載判例数の数とか、それから解説等関連文献へのアクセスというものについては、外でカタログをもらっていただけると、いろんなことが書いてあってわかるんですが、大体、もちろんこういうふうには言っちゃうと違いますと言われるかもしれませんが、かなりの数、各社さん、そろえてきていらして、ただ、その原本性というか、いわゆる原本をPDFで持っているのか、テキストデータズとして持っているのか、それでユーザーとしてどっちが欲しいのか、そういったものっていうのは好みによるのではないかと。それによって、価格も変わってくるのかなというような印象を受けました。

以上で、私のほうの報告は終わらせていただきます。

続きまして、今度は業務に役立つソフトウェアの紹介を続けてやらせていただきたいと思います。どうぞ、発表者の方、壇のほうへお願いします。

では、ご紹介いたします。

業務に役立つソフトウェアの紹介としまして、五反田法律事務所事務職員であります伊藤次彦さんに、ご報告をいただきます。よろしく申し上げます。

伊藤氏 はい。今、紹介にあずかりました東京の品川区にある五反田法律事務所というところに勤務しています事務員の伊藤です。よろしく申し上げます。

前々回の松山のシンポジウムから、このITPTの協力員ということで、事務員ですけれども参加をさせていただいています。

きょうは、私、ふだん日常の業務はですね、事務所の中の経理を主に担当しているんですけども、経理以外に事務所の中のIT環境の整備ですとか、LANですよ、ネットワークの設定ですとか、あと先生方が買ってきたパソコンのプリンターの設定を含め、そういった設定もろもろを担当しています。それで、そういう関係もあって、ここのITPTで協力員という

形で参加をさせてもらっています。それで、きょう、先ほどの話の中でほとんどの方がスマホを使われているということなので、きょう話しする話はもう知っている方ももしかしたらいらっしやるかもしれないので、もしそういう場合があったら、それはご容赦いただきたいというふうに思います。

それで、スマホを使ってですね、便利な使い方、何かないかなというふうに考えていたんですけども、アプリに関してはね、制限もあるので、なかなか紹介難しいかなと思っていたんですが、きょうはうちの事務所であった事例を一つ紹介して、こういう使い方もできますよということをおね、ちょっと話をしたいなというふうに思います。

それ、何かというと、スマートフォン、メールですね、キャリアメールなのですけども、バックアップ機能をちょっと活用してみようという話です。それで、どういうことだったんかということですね、うちの弁護士は、家事事件当然やるんですけども、家事事件なんかですと、メールのやりとり、それを写真に撮って証拠として裁判所に提出するというようなことがあると思うんですね。それで、依頼者の携帯のメールで相談があるんですけどなんて、弁護士が来まして、写真撮るんだらうなと。それで、写真を撮るのも結構大変で、蛍光灯が画面に入っちゃうとね、文字が見えないとか、背景をこうちゃんと、机の模様出ないようにしなきゃとか、いろいろね、あって大変なんですけれども、そんな写真をまた撮るのかなというふうに思ったら、写真を撮るのではなくてメールの文章をそのまま書面に生かしたいからテキスト化したいんだけどという話だったんですね。

それで、単純に考えたら、その依頼者のメールから弁護士のメールに、そのメールを転送してもらって、それで書いたらいいんじゃないですかという話をしたら、いや、もうメールがいっぱいあり過ぎると。送信者、受信者、お互いやりとりしてますからね、それぞれで40件を超えるんで、それ全部データにしたいんだってという話なんですね。それで、さあ、どうしようかという話になったわけです。

それで、ここはちょっと飛ばすんですけども、ちょっと調べてみたら、どうもそのキャリアメールに関して言えば、メールのバックアップ機能が使えるなということがわかりました。スマートフォン、皆さん、もうお使いなんで、この辺の話はしなくていいかと思いますが、一応、念のためしておきます。

キャリアメールとGmail、Android社の場合ですけども、両方使えます。ウェブメール、Gmail以外のウェブメールも使えると思いますが、両方使えるんですけども、今回やったのは、このキャリアメールのほうのメールをテキスト化するっていう方法なんですね。それで、

Gmail, ウェブメールならこのようにパソコンで見れちゃいますので, この辺のをコピー, ペーストすればすぐにテキスト化できちゃうんで, そんな問題ないんですけども, 携帯だったらどうかという話なんですね。

それで, スマートフォン, 私, Android製なんでiPhoneではないというところがちょっと面倒なんですけれども, メールのバックアップ機能があります。フォルダーに入っているメールを全部丸ごとバックアップするという話なんですけれども, メールが入っているフォルダーを長押ししてもらると, SDカードへコピーしますよというダイアログが出ます。それで, スマートフォンを使われている方は多いと思うので, わかるとは思いますが, 大体, 長押しするか, タップするか, どっちかすれば何らかの反応返ってきますんで, もうiPhoneを使われている方もちょっと触ってみて, どんな使い方ができるかはちょっと試してもらえたらと思いますし, また同じスマートフォン, Android製でも使ってるメーカーが違うとちょっと使い方違ってきますので, 僕は, これギャラクシーなんですけれど, それ以外のものを使っている方は, それぞれで試してもらえればいかなというふうに思います。

何にしろ, SDカードへバックアップデータをコピーするという話なんですね。それで, そのバックアップをとるときに, メッセージという形式とEメール形式というのがあるんですが, これどちらを選んでいただいても大丈夫です。それは, この後, 両方のデータ, 画像でとっておいてあるのでお話ししますけれども, どちらでも好きなほうに選んでください。それで, コピーをするときにですね, ちょうど, この, 僕のスマートフォンで下のところですね, ここに保存場所が表示されるので, 後でどこに保存されたかわからなくなないように, この保存場所はちょっと確認をしておいてもらえればというふうに思います。

それで, 保存したらですね, SDカードを今度パソコン側で読み込みます。パソコン側で読み込みますと, ああ, こんな感じでデータが入ってるんですね。それで, 私, 今回そのメッセージとEメールと両方, 形式でバックアップをとったんですが, メッセージでとると拡張子が, VMGという拡張子になってますし, Eメールで保存すればEMLという拡張子になってますので, この辺, 拡張子を見てもらえればわかるかなというふうに思います。

それで, Eメールファイル, これを今度はテキストエディター, 例えばふだん使っているパソコンであればワードパッドが多分入っていると思うんですけども, そういったテキストエディターで開いてもらうとこのような画面が出てきまして, たとえばセNDER, 送った人ですね, それからデート, 送った日付, 時間, 全部出てきます。それから, 誰から誰に送ったかとアドレスが全部出るんです。実際, その証拠の資料持ってこれないです。これ, 僕の友達との

やりとりのメールなんで、本文ちょっとあれなんですけれども、本文の表示が出ます。なんで、日付、アドレス、全てコピー、ペーストが可能なんだという話なんです。

実は、このEメール形式でバックアップとっておくと、テキストエディターで開かなくても、お使いのメーラーソフトで開く、の機能を利用して開くことができるんですね。なんで、Eメール形式で保存をしておいたほうが使い勝手がいいのかなというふうに思います。ただし、Eメール形式で保存して、メールのメーラーソフトの機能で読み込んだ場合には、本文のほうはコピーできるんですけれども、差出人とか、送信日時とか、この辺がちょっとそのコピーできないので、本文だけでいいやと、そういうときにはEメール形式のほうが圧倒的に楽だというふうに思います。それから、メッセージのほうも、テキストエディターで開いた画面はほとんど変わらないんですね、一緒なんです。それで、全部コピーができますという話なんです。

それで、ちょっと活用のポイントをちょっとこの仕事をしながら考えていたんですが、対象となるメールの数が一定程度の件数があった場合には有効なのかなというふうに思います。数が少なければ、依頼者と相談中にこうぱぱっとね、入力をする、パソコンのほうでこう打ち込んでしまうということもできると思うんですけれども、数が多いと、さすがに依頼者から預かるわけにもいきませんし、依頼者待たせてずっと入力しているわけにもいきませんので、とりあえずデータだけ取り込んでしまうということができるので、一定程度の件数がある場合には有効なのということと、あとこれ実際やったんですけれども、読み出したデータをですね、エクセルで時系列ごとに並べました。誰から誰に宛てたメールでどんな内容だったのかということをやったら、こう依頼者の実感、話の内容と実際のメールのやりとりで若干ずれているところがあって、ここは事実関係が違ったねなんていう話もその後できたいので、そういったその依頼者の思い違いなんかも訂正することができたりということで、時系列で整理するということでは活用ができたのかなというふうに思います。

それからですね、手はずとしては大変煩わしいんです。先生方が、一件一件これコピーしてね、エクセルに張りつけるって結構大変なので、できたら依頼者か、事務員にやってもらったほうがいいかなというふうに、やっていたと思いました。

あと、スマートフォン、マイクロSDカードは非常に小さいので、さっきの情報漏えいの話もありましたが、紛失しやすいので、このあたりの管理はしっかりしないといけないかなというふうに思いました。

それで、あとですね、これをやっていて、実際今回は使わなかったんですけれども、この画面でメールの本文と関係ないこの上の部分なんです、ここにすごくいっぱいいろんな情報が

入っているんですが、実はこれがどこのサーバーを通ったとかということがいろいろ書かれていて、僕たち普通の人が見ても何が書かれているか全くわからないんですけど、専門家、SEとかですね、そういった専門家の方が見ると、どういったサーバーを通っているかというのが全部わかるそうなんです。なので、証拠の信憑性としても、実はこれ結構使えるデータなんじゃないかということがあります。成り済ましでね、勝手にメールで違う人が送ったとかってということが後々そのサーバーを調査することでわかるとか、そういったこともあり得るのかなというふうに思いました。

なので、今回バックアップをとるっていう機能なので、本来の使い方とはちょっと違うんですけども、こういった機能を利用することで少しその業務の手助けになる、そんな可能性があるなというふうなことです。

ちょっと、大変短いんですが、以上で、僕からの報告は終わりです。

それで、スマートフォンは、マイクロSDカードがついていて、SDカードにバックアップをとるとというのが前提になっているんですけども、iPhoneの場合はそうじゃないと思うんですね、SDカードついていないので。それで、友達にちょっと聞いて、どうやってバックアップをとるんだっていう話も、ちょっとこの話も紹介しながら聞いたんですけども、ちょっと調べ切れなくてですね、iPhoneのほうはわからなかったんですね。なので、iPhoneを使っている方でこういった似たような事例があった場合にはですね、何らかのそのバックアップの方法があると思いますんで、そういったものもちょっときょうの話を参考にして調べていただければなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

司会（横山） ありがとうございました。

続きまして、次の発表をお願いいたします。

続きまして、日比谷シティ法律事務所事務職員の根本好文様から発表をお願いいたします。よろしく申し上げます。

根本氏 皆さん、こんにちは。日比谷シティ法律事務所という東京にある事務所で事務局をやっております根本と申します。

私も、今ほどの伊藤さんと同様、松山の業改シンポからITPTの末席に加えさせていただいてまして、それで私自身は、ITとかに詳しいとは思っていないんですけども、うちの事務所で、ちょっと疎い先生もいまして、このメールの添付ファイルが開けないと、根本君来てくれと、そういったときに、拡張子がちょっと違うんじゃないですかなんてことを言ってます

ので、そんなこともありまして、根本君ちょっと詳しいのかなと思われているようですが、あくまでも、私、一般人ですので、それほど詳しくはなくてですね、今回のこのパワーポイントの書面も、実は、私、つくったわけではなくて、今ほどの伊藤さんがつくってくれまして、それで実際ですね、発表するというところで使ってみたんですけども、実はこれすごいいいソフトだなと思ひまして、それで皆様も、この基調報告のほうにですね、使い方、詳しいことは書いてありますので、後ほど、これ便利だなと、私と同じように思われた方は、こちらで詳しく見てくださいれば、大体の使い方がわかるのかなと思ひますので、今回、このパワーポイントの映像を見て、実際使えるかどうか、ご判断いただければなと思ひます。

ということで、私から、この写真報告書、先生方も、建築紛争でありますとか、交通事故の現場写真でありますとか、そういった証拠書類をつくる際にですね、写真を撮って、それを報告書として出すということがあろうかと思ひます。それで、私ども事務員も、訴状が届かないと、送達が必要な書面が届かないといった場合の現地調査に行った場合に、その写真報告書を裁判所に提出するという機会が多いものですから、そういった場合に、通常はワードとかエクセルとか使ってやると思うんですが、このフリーソフトで写真報告書をつくるという方法をご紹介しますと思ひます。

それで、ワードとかエクセルでですね、写真データを挿入しますと、写真のサイズの調整を一々しなければいけない。写真の位置合わせ、文字を入れてその横に写真を置きたいというような配置を調整するのが、結構煩わしかったりします。これが、また写真がすごい枚数が多いというような場合には、特にこれが煩雑な作業になってしまうかと思ひます。それで、これを、楽にするために画像編集用のソフトというものも売っているんですけども、結構これ高かったりして、複数のPCに入れるとなるとその分ライセンスを購入しないといけませんので、なかなか導入するには障壁があると。それで、マニュアルが膨大で、調べるのか、機能が多かったですりするものですから、ちょっとその配置を変えたいだけなんだけれども、どうすればいいのかわからないというようなことがあろうかと思ひます。

それで、今回ですね、ご紹介するソフトでは、写真報告書をつくるに当たってごく簡単に手軽にきれいにしてくれるというものですので、実際今回このように使うんだというところをご紹介していきたいんですけども、基本的には五つのステップでオーケーというふうになっています。それで、作業としては、このように写真を一つのフォルダーにまとめ、写真の名前を順連番にして、それでこの今回ご紹介するVIXというソフトを起動して、それで1ページ当たりの写真枚数を設定し、印刷すると。これだけのステップで、基本的な裁判所に出すような、

簡単に写真を、この写真がこういった写真なんだというような紹介をする報告書をつくることができます。

それで、実際にですね、そのやり方を見ていきますけれども、まず事前の準備として、これワンステップ目ですね。写真を一つのフォルダーにまとめて、それで写真に名前をつけていきます。それで、これ001とか、002とか書いてありますけれども、これは表示したい写真の順番に並べるための作業です。それで、1とか2とかにしちゃうとですね、その後10とかいう名前のものが出てくると10のほうが先に表示されちゃったりしますので、先にこの00という数字をつけておくというのが、結構ポイントです。それで、一番最初に持っていきたい写真が001、次を002というふうに打っていきます。それで、これをですね、V I Xを起動しまして、それで先ほど並べかえて置いておいたフォルダーを選択します。そうしますと、このように001から順に振られた写真が並んでいきますので、これをですね、一つ一つどんな写真なんだという説明を加えていきます。それで、この写真のプロパティを開いていただいて、こちらにコメントキーワードという項目がありますので、こちらですね、ここにコメントを入れていきます。これは、現地調査でもない、伊藤さんの趣味の写真なので、このように書いてありますが、まあ、現地の写真で、この会社が、現在、例えばメーターの写真であれば、もう電気メーターは動いていないというようなコメントをつけたりして、写真の説明を入れていきます。それで、特にですね、写真を見ればわかるというような場合で、コメントが要らないというものには、特につけなくてもいいということです。

それで、次にですね、またプロパティですかね、それで画像あれば、画像という項目がありますので、そこからアルバム印刷でこの文字というタブを選んでいただくという作業、こちらから報告書見ていただいて、実際そのように操作していただければいいと思うんですけども、こちらに名前とコメント、それで画像の右に配置するんだよということで設定していただきます。これ、何かというと、まあ、その写真報告書に記載する内容を入れてるわけですが、001とか、002とか、先ほど写真に名前をつけたと思いますけれども、その名前を表示するよというのと、先ほど書きました写真の説明ですね、コメントを表示するよ、それで画像の右にそれらを表示するよという設定です。

そして、こちら、実際説明文のフォントですかね、フォントの大きさを調整しまして、それで画像の大きさ、どれくらいの大きさで表示するのか、これは実際に写真報告書A4、一枚に縦二枚、写真を並べたときに、大体ちょうどいいくらいの大きさになるように設定されているようです。それで、こちらは何枚そのA4の紙に並べるかというので、サイズが変わってくる

んだと思いますけれども、二枚並べるのであれば、この程度の設定をしていただければいいのかなと思います。

それで、実際これで印刷というふうにしますと、このように、A4の紙なんですけれども、先ほどタイトルをつけた001というところに、先ほどつけたコメントが表示されるということになります。それで、このように大体五つのステップで写真報告書ができるということになります。それで、こちら、今、多分口頭で申し上げてもなかなかすぐにはご理解いただけないかなと思いますけれども、実際この基調報告書に書いてあることを読んでいただいたりとか、実際に使っていただくのが一番いいと思うんですけれども、実際使っていただいたり、今回、VIX、使い方ということで検索いただければ、より詳しい使い方がわかるのではないかなと思います。もし、こちら便利だなと思われた方は、ぜひご活用いただければと思います。

簡単ではございますが、私からの報告は以上です。（拍手）

司会（横山） どうもありがとうございました。

若干、時間が早いんですが、本日はこれで全ての予定していたものが終了いたしました。

以上をもちまして、第18回弁護士業務改革シンポジウム第3分科会の「FacebookなどSNSと弁護士のかかわりと、情報漏えい対策」の全てのプログラムを終了いたします。

長時間にわたりましてご清聴いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、会員の方は、この後、4時50分から全体会がポートピアホールでございますので、少し休憩されてからそちらにご移動ください。お忘れ物のないようにお気をつけください。

本日は、本当にありがとうございました。どうもありがとうございました。（拍手）